

同 (国会法第四十二条第三項の規定によるもの)
宮崎 正雄君

同 鈴木 一弘君
丸茂 重貞君
北條 尚八君
高橋 衛君
黒柳 明君
石井 桂君
北條 浩君
田中 茂穂君
柴田 栄君

同 社会労働委員
農林水産委員
運輸委員
通信委員
建設委員
同 予算委員
議院運営委員

同日社会労働委員会において当選した理事は左の通りである。
理事 植木 光教君(丸茂重貞君の補欠)

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。よって議長は即日これを委員会に付託した。
住居表示に関する法律の一部を改正する法律案(地方行政委員長提出)

通学路に係る交通安全施設等の整備及び踏切道の構造改良等に関する緊急措置法案(大久保武雄君外二十四名提出)
産業公害及び交通対策特別委員会に付託

同日衆議院から予備審査のため左の議案が送付された。
沖繩県における公職選挙法の適用の暫定措置に関する法律案(川崎寛治君外九名提出)

同日衆議院から左の議案が提出された。よって議長は即日これを地方行政委員会に付託した。
住居表示に関する法律の一部を改正する法律案
同日衆議院から左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを委員会に付託した。
恩給法等の一部を改正する法律案

加工原料乳生産者補給金等暫定措置法の一部を改正する法律案 農林水産委員会に付託

石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律案 石炭対策特別委員会に付託
同日衆議院から同院において修正議決した左の内閣提出案を受領した。よって議長は即日これを地方行政委員会に付託した。
昭和四十二年度における地方公務員等共済組合法の規定による年金の額の改定等に関する法律案
同日議長は、内閣から予備審査のため送付された左の議案を委員会に付託した。
会社更生法等の一部を改正する法律案
法務委員会に付託

引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律案 大蔵委員会に付託
同日委員長から左の報告書が提出された。
消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案
可決報告書
中小企業振興事業団法案可決報告書
中小漁業振興特別措置法案可決報告書
外国人漁業の規制に関する法律案可決報告書
建設省設置法の一部を改正する法律案可決報告書

同日衆議院から、本院の回付した左の内閣提出案は、同院において本院の修正に同意した旨の通知書を受領した。
運輸省設置法の一部を改正する法律案
同日衆議院議長から、左の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
運輸省設置法の一部を改正する法律案
同日衆議院事務総長から本院事務総長宛、衆議院は裁判官訴訟委員清瀬一郎君死去につきその補欠として南條徳男君を選任した旨の通知書を受領した。
去る七日議長は、衆議院から予備審査のため送付された左の議案を沖繩問題等に関する特別委員会に付託した。
沖繩県における公職選挙法の適用の暫定措置に関する法律案(川崎寛治君外九名提出)
同日内閣総理大臣から議長宛、通商産業省貿易振

興局長今井昇君の第五十五回国会政府委員を免じた旨の通知書を受領した。
同日議長は内閣総理大臣宛、左の者を第五十五回国会政府委員に任命することを承認した旨回答した。
通商産業省貿易振興局長事務代理 高橋 淑郎君
同日内閣総理大臣から議長宛、通商産業省貿易振興局長事務代理高橋淑郎君(同日議長承認)を第五十五回国会政府委員に任命した旨の通知書を受領した。
一昨八日議長において、左の常任委員の辞任を許可した。
外務委員 井野 碩哉君
文教委員 船田 謙君
同 運輸委員 高橋 衛君
同 予算委員 田中 茂穂君
議院運営委員 柴田 栄君
同日議長において、常任委員の補欠を左の通り指名した。
外務委員 高橋 衛君
文教委員 重宗 雄三君
同 米田 正文君
同 井野 碩哉君
同 船田 謙君
同 議院運営委員 宮崎 正雄君

趣旨とその内容の概略を御説明申し上げます。御承知のとおり、政府は、選挙制度審議会に対し、選挙区制その他選挙制度の根本的改善の方策について検討をお願いしてきたところであり、同審議会は、去る四月七日、最近の政治情勢にかんがみ当面緊急に措置することを要する事項として、政治資金の規正及び連座制の強化等を中心とした「政治資金の規正等の改善に関する件」について、政府に答申をいたしました。
政府といたしましては、この答申に基づき、その趣旨を尊重して、政治資金規正法及び公職選挙法に所要の改正を行なうこととし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の内容について御説明申し上げます。
まず、政治資金規正法の改正についてであります。
第一に、政治資金の寄付の制限についてであります。
まず、寄付の総額につきましては、個人のある寄付にあっては最高額を一千万円とし、会社その他の団体のする寄付にあっては最高額二千万円、最低額五十万円の範囲内において、それぞれ団体の規模に応じて制限を加えることといたしました。この場合、会社のする寄付につきましては、資本金のほか収益をも基準とし、労働組合等のする寄付につきましてはその組合員数に応じて十段階に区別して制限することとし、その他の団体のする寄付についてはその規模等を表示する尺度を定めることがきわめて困難であるため一律に前年の支出額の十分の三に相当する額を限度とするにとしたのであります。また、制限額の範囲内において寄付する場合には、政党及び政治資金団体に對する寄付については制限を設けないこととし、それ以外の政治団体または個人に對する政治資金の寄付については、同一の者に對し、年間五十万円をこえてはならないことといたしました。

次に、国または公共企業体と請負契約の關係に

○議長(重宗雄三君) これより本日の會議を開きます。
日程第一、政治資金規正法及び公職選挙法の一部を改正する法律案(趣旨説明)。
本案について、国会法第五十六条の二の規定により、提出者からその趣旨説明を求めます。藤枝自治大臣。
〔國務大臣藤枝泉介君登壇、拍手〕
○國務大臣(藤枝泉介君) 政治資金規正法及び公職選挙法の一部を改正する法律案について、その

ある者及び日本開発銀行等四政府関係金融機関から融資を受けている中小企業以外の会社とする寄付につきましては、請負契約額、融資額の比重がきわめて低いものを除いて、一般の場合の二分の一に制限することといたしました。また、国から補助金等の給付金の交付を受け、または資本金等の出資を受けているいわゆる特定会社その他の特定の法人のする寄付につきましても、これを禁止することといたしました。これらの場合において、国と関係のない地方公共団体の議会の議員または長の候補者等に対してする寄付については、適用を除外することといたしております。

なお、地方公共団体と請負契約関係にある者、地方公共団体から補助金等の給付金を受けている会社その他の法人等のする寄付についても、国の場合に準じて、制限ないし禁止することといたしました。

さらに、欠損を生じた会社とする寄付、匿名及び他人名義の寄付並びに外国人等のする寄付につきましても禁止するとともに、寄付のあつせんにつきましても、寄付者に威迫を加えたり、賃金、下請代金等から天引きして寄付を集めることのないよう措置することといたしました。

以上の政治資金の寄付の制限と関連して、その違反者に対する所要の罰則規定を設けることといたしております。

第二に、政治団体の届け出並びに収支報告及びその公表等についてであります。

すなわち、政治団体の届け出があつたときは、その内容を公表して、これを國民に周知することとするほか、会計帳簿及び収支報告書に記載すべき内容等について改善、合理化を加え、政治資金公開の趣旨を徹底することといたしました。

第三に、政党等の定義についてであります。

今回の改正によりまして、政治資金の寄付に關しましては、一定の制限が加えられることとなり、かつ、政党本位の政治活動の推進を図るため、政党に対する寄付と政党以外の政治団体に對

する寄付を區別して制限することとなり、また、政党と政党以外の政治団体との區別を明確に規定することといたしました。

また、政党中心の資金調達を容易にするため、各政党について一の団体を限つて政治資金団体を設けることを認め、これに対する政治資金の寄付については、政党と同様の取り扱いをすることといたしました。

このほか、党費、会費及び政治活動に關する寄付等についても、その内容を明確にして、規制の合理化をはかることといたしております。

以上申し上げましたほか、これらの改正に伴いまして、個人または法人が寄付を政党または政治資金団体に対してした場合には、その寄付金について課税上の優遇措置を講ずるとともに、その他必要な関係規定の整備を行なうことといたしております。

次に、公職選挙法の改正について申し上げます。

第一は、公職の候補者等の寄付の規制についてであります。

すなわち、公職の候補者等が選挙区内にある者に対してする寄付は、政党その他の政治団体または親族に対してする場合及び公職の候補者等がもつぱら政治上の主義または施策を普及するために行なう講習会等において必要やむを得ない実費の補償とする場合を除き、全面的に禁止することとしたほか、公職の候補者等がその役員または構成員である会社その他の団体がこれらの氏名を表示した場合はこれらの氏名が類推されるような方法でする寄付についても、政党その他の政治団体に対してする場合を除き、一切禁止することといたしました。

また、後援団体のする寄付等の禁止期間を延長するとともに、後援団体以外の団体で特定の公職の候補者等を推薦したは支持するものについても、後援団体に關する制限に準じて制限を設けることといたしました。

第二は、連座制等についてであります。

いわゆる連座制につきましては、選挙運動の実態にかんがみ、数個に分けられた選挙区の地域における選挙運動または多数の選挙人が属する職域または組織を通じて行なう選挙運動を主宰した者をも連座対象者の範囲に含めるとともに、公職の候補者または総括主宰者等と意思を通じて選挙運動をした公職の候補者の父母、配偶者、子または兄弟姉妹については、公職の候補者と同居の有無にかかわらず、連座対象者の範囲に含めることとし、同居している父母、配偶者、子または兄弟姉妹については、公職の候補者と意思を通じているものと推定することといたしました。

また、選挙犯罪を犯し罰金の刑に処せられた者については、当該選挙犯罪がきわめて軽微なものである場合を除き、裁判所が情状により公民権を停止しない旨を宣告することが出来る制度を廃止することといたしました。

その他、昨年実施された永久選挙人名簿制度の運用の実態にかんがみ、選挙人名簿の登録回数が増加する等、その合理化をはかることといたしました。

以上が、この法律案の要旨であります。(拍手)

○議長(重宗雄三君) ただいまの趣旨説明に對し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。堀見俊二君。

〔堀見俊二君登壇、拍手〕

○堀見俊二君 私、自由民主党を代表いたしました。ただいま御説明を承りました。政治資金規正法並びに公職選挙法の一部を改正する法律案につきまして、以下五項目につき、総理大臣並びに關係大臣にその御所信をお伺いいたしたいと存じます。

まず第一に、昨年の秋、第五次選挙制度審議会の発足にあたりまして、総理大臣は「御答申をいただきました。昨年には、その趣旨を尊重し、勇断をもってその実現方に努力いたします」と、ごあいさつをせられたのであります。また、本年四月十日、政治資金規正等に関する答申を受けられます

や、法案の早期国会提出を促進せられ、また、衆参両院の審議を通じましても、本国会での成立をはかると言明せられ、終始一貫、答申の実現に熱意を示されてまいりましたのであります。延長国会もあとわずか十一日間になったのであります。法案は目下衆議院で審議中でございます。総理大臣は、いまの時点におきましても、本国会で成立を期するといふ御所信にお交わりはないのでございませうか。参議院の審議につきまして、どのようにお考えでございますか、この点につきまして総理大臣の率直なる御所見を承りたいと存じます。

次に、今回提案されました両法案に對しまして、一部には、審議会の答申より著しく後退したものであり、これを答申の線にまで引き戻すよう修正すべきであるとの意見があるものであります。あるいはまた、大骨も小骨も抜き去つたではないかとの議論も行なわれおるのであります。これらの所論に對しまして政府の御見解を第二の質問としてお尋ねをいたしましたのであります。私は両法案とも答申の実現にはまことに忠実であると確信をいたしておるのであります。答申無視の重要な論拠の一つは、国または公共団体と請負その他特別な利益を伴う契約の当事者であるもの、及び特定の政府関係機関から融資を受けているものは、制限額をさらに二分の一をこえて寄付してはならないという答申になっておるのであります。が、それにもかかわらず、その金額が十分の一以下のものを除いているのは、答申に反するではないかというのであります。今日、わが国の国民経済の中で占める財政資金の比重はまことに大きいのであります。企業を営むものは、会社であらうと個人であらうとを問はず、多かれ少なかれ、財政資金と關係を持たないものは、むしろ例外といつても差しつかえがないのであります。請負金額や借り入れ金額が、売り上げ金の総額や借り入れ金総額の十分の一程度以下の場合のごときは、答申にいう特別な利益を伴うものでないと判断するこ

す。この段階におきましても、私の所信には変わりはない。したがって、ただ期日その他等から見まして、あまり時間がございませぬので、一その御協力をお願いいたします。

第二の点で、この答申を得ましたこの法案をつくりました際には、答申の趣旨を十分尊重したつもりでございませぬ。いわゆる大骨、小骨の骨抜き論等々もございませぬけれども、私は十分尊重したものでございませぬ。委員会等の審議におきまして、十分、政府の考え方は、これが趣旨に沿っているかどうか、それらの点を明らかにしていただき、また必ずしも私は原案にとらわれるものではないと、政党政治のために、よりよいものができれば、それにこしたことはございませぬから、そういう意味では、ただ批判だけなさらぬで、積極的に建設的な御意見を述べていただきたい、かように思います。

第三の点で、個人献金やあるいは党費でまかなうという、これは本来の理想的な形だと私は考えます。しかし、一足飛びにそういう事態を今日実現するということは困難ではないだろうか。この後、さらに国民の政治意識も高まり、あるいは国民所得もふえて、そうして献金も自由になるといふうなときだと、よほどいいように思いますが、ただいまの段階で一足飛びにそういう事態を実現するということは困難だと思ひます。(拍手)

○国務大臣(藤枝泉介君登壇、拍手) 政府案が答申から後退したかという点につきましては、ただいま総理がお答えしたとおりでございまして、私は、答申の中の表現が十分でないものを意識いたしました。あるいは罰則の關係で定義を詳しくいたしました。あるいは、いたしましたが、この政府案は、そういう意味において、お話のとおり直訳ではございませぬけれども、意識であると考へておる次第でございませぬ。

会社等の寄付に制限を加えましたのは、特定の者があまりにも多額な寄付をするというふうなこ

とによりまして、政治勢力に影響を与えるようなことは好ましくないという、いわば分相応の寄付が適当であるという意味でございまして、その限りにおきましては、憲法二十九条の公共の福祉の限界を示したものと考へます。もちろん、二千万円が善であつて、二千万円は悪であるという理論的根拠を申し上げるわけにはまいりませぬけれども、分相応として審議会がこれを考へられたものと解しまして、政府案に盛つた次第でございませぬ。政党が組織化されまして、広範な国民大衆の支持を得、また、広範な国民大衆の財政的な支援を得るようになりますことは好ましいことと考へます。努力をされるものでありまして、法律で規制するといふよりなものでないという意味におきまして、この五年後という問題につきましては、今回の政府案に書かへなかつたような次第でございませぬ。

施行期日につきましては、これが国民全般に關係をございませぬ、また、選挙管理委員会等も準備の都合がございませぬので、相当な時間がかかると思ひます。その意味におきまして、政令にゆだねたわけでございますが、こうした周知徹底あるいは準備が済み次第、早急に出さなければならぬと思ひます。と申しますのは、今回の答申が、選挙制度の一環として政治資金を考へるべきではあるが、最近の政治情勢、緊急やむを得ずやらなければならぬ問題だとして答申になりましたので、その答申の趣旨を尊重いたしまして、他の選挙制度とは別個に施行をいたしたいと考へておる次第でございませぬ。(拍手)

○国務大臣(水田三喜男君登壇、拍手) 民主政治の中核は政党でございますので、政党の活動資金は高度の公共性を持つておるものと考へられます。したがつて、政党の発達を健全ならしむるためには、弊害を避けるために資金の規正を相当きびしくする必要のある反面、政党への寄付を公共寄付に準じて取り扱ふということも必要でございまして、

○議長(星宗雄三君) 松永忠二君。松永忠二君。松永忠二君。私は、日本社会党を代表して、ただいま提案になりました二法律の改正案について、佐藤総理並びに関係大臣に質問をいたします。

黒い霧事件が起つて、佐藤首相の責任が問われたとき、首相は国会で、「国民の間に政治不信が高まることはゆゆしいことである。私は国民の

答申の線を逸脱した措置ではないというふうに考へております。(拍手)

○国務大臣(田中伊三君) 寄付の制限額に違反した場合には罰則を付することは、わが国の刑事政策上無理ではないかと御意見でございませぬ。申し上げるまでもなく、法人にしても個人にしても、本来は寄付は自由なものであります。思うところ、寄付をして差しつかえのないものであります。しかるところ、今般問題になつております。政治資金の規正を行なうことによつて政界の秩序をりつばななものでありまして、それがひいては國家の利益に重大なる影響があるものというたてまに立つて規制を行なうのでありますから、規制をいたします以上は、行き過ぎた刑罰はいけません。現在の政界の現状に照らしまして、規制をするが刑罰はゼロである、いわゆる訓示規定にとどまるようなものでありましては規制の意味を持たないことになりませぬので、一千万円、二千万円という総ワクの制限、五十万円という個別ワクの制限に違反をいたしました場合には、たいへん遠慮をいたしまして、五千円以上五万円以下の罰金という、きわめて軽い刑罰をもつて処分しようという方針でございませぬ。この程度のものであります。ことにやむを得ないものと政府は考へておる次第でございませぬ。(拍手)

○議長(星宗雄三君) 松永忠二君。松永忠二君。私は、日本社会党を代表して、ただいま提案になりました二法律の改正案について、佐藤総理並びに関係大臣に質問をいたします。

黒い霧事件が起つて、佐藤首相の責任が問われたとき、首相は国会で、「国民の間に政治不信が高まることはゆゆしいことである。私は国民の

期待にこたえ、政治に対する信頼を回復するために、責任政党として自民党の体質改善と金のかからぬ選挙を実現することの二点を当面の課題として考へる。金のかからぬ選挙については、選挙制度審議会がその結論を得次第、勇断をもつて取り組む所存だ」と言明してあります。審議会に対して、ところ、答申が渡されて二カ月も過ぎて法案が提出されまして、たまりかねて審議会長は法制化を促進するように申し入れたほどです。特別委員会が審議の始まりましたのは六月二十八日、会期末まで一カ月もないのに、十四人の自民党委員全員質問に立つと主張し、時間をせきだすといふような質問を展開し、改正案を成立させようといふ気がまはる全見られませぬでした。野党側から七月十二日質疑を終了し、十三日衆議院通過を申し入れたほどであります。しかも自民党は、党の方針がまはつていないといつて、この日程を拒否いたしました。イギリスで効果をおさめた腐敗防止法が提案されたときも、罰則がきびし過ぎる、こんな少額な費用では選挙ができなかつた反対が議員から出されましたが、党の幹部は熱心にこれを推進してこの法案を成立させました。しかるに自民党は、幹部が先に立つて車の両輪説を持ち出し、自民党内でさえもまたまらぬ選挙区制度とからませたり、福田幹事長のごときは、国会提出はメンツ問題である、あとは煮て食おうが焼いて食おうが、かつてだと言つたり、現在では、政治資金規正法案は本国会では通過時刻のきまらない臨時列車だと言つて、法案成立について全く熱意を示してありません。自民党総裁であるあなたが成立を期している国会で言明したのに、その態度すら疑わしい現在、国会で言明したのとは絶望的だ、世論も見ておるのではありませんか。これで自民党の体質が改善されたといふのですか。これが勇断をもつて取り組んだ結果なのですか。また、政党政治に対する国民の信頼を高めることになつておるのですか。佐藤

昭和四十二年七月十日 参議院會議録第二十三号

政治資金規正法及び公職選挙法の一部を改正する法律案(趣旨説明)

總理の言明や公約と全く逆になつて、現在のこのていだらうに對する政治責任をどう考えられているのであります。また、どういふ形で政治責任に決着をつけるつもりであるのか。お伺いをいたします。また、本法案は、本国会でどうなるのか、總理の率直な見通しを伺いたしたのであります。

自治大臣は、どんな日程的なめどを持って、本国会で成立をさせる自信があるのか。また、法案不成立の場合は、どういふ形で一体責任をとるおつもりなのか。お尋ねをいたしたのであります。

次に、法案の内容についてお尋ねをいたしました。總理は、国会において、この法案は、審議会の答申を最も忠実に尊重してつくつたと、たびたび答へられております。また、お話をありますように、答申を尊重し、骨抜きどころか、小骨一本も抜くこととはしないと申されました。この答申の最大のねらいは、五年後に会社、団体の政治献金を禁止させ、政党の運営は党費と個人献金だけまかなうことができるように、政党に近代化、組織化への自覚を促している点であります。政治資金の規正強化は、そのための当面の措置であり、審議会で、従来の答申を大幅に後退したものを出すのはおかしいという意見もありました。しかし、今回はそれを実現しやすくするため、現在では制約を受けることの少ない団体二千万円、個人一千万円という金額が示されたのであります。五年をめどに会社、団体の寄付を禁止するという前提条件があつてこそ、この金額の制限も意味があるのであります。しかるに、法案のどこにも、経過的にこの目標を達成することは書かれていません。基本的な点がほけてしまつて、不徹底な改正でお茶を濁すよりは、政治献金は個人に限ることを中心とした改正を他日に期して、改正を見送れという意見すら国民の中から出ているのであります。總理に伺いますが、五年ということはなぜ法律に書かないのでありますか。また、

この趣旨に賛成なのか反対なのか、お答えをいただきたいのであります。

また、この法案では、国や公共団体と請負や特別の契約をしている者の寄付の条件を答申以上にゆるめたり、答申が具体的に触れない会社、団体の寄付については、現に受けている減税をはるかに上回つて、公益の増進に寄与し緊急を要する公益法人の寄付のみに許している指定寄付並みの全額損金という特別措置を受けることにして、ますます政治献金の制限ではなくて、奨励だとさえ言えるのであります。大蔵大臣にお尋ねいたしますが、なぜ法人についてこんな大幅な減税を認めたのか、その理由をお聞きしたいのであります。また、個人の受けた寄付については、今後どう処置をするつもりなのか、お答えをいただきたいのであります。

答申に全然ない寄付あつせん規制を入れたら、労働協約まで拘束するような天引き徴収禁止が立法化されました。また、答申では、公職の候補者及び後援団体などは選挙区内の者に対して寄付をしてはならないと簡単に禁止をしていました。温泉招待はだめですか、国会見学に来た消防団に帰りのバス代を出すのはどうなんだというふうな、ばかばかしい質問をしなければならぬほど、あいまいなことばで、一定期間を除いて野放しにしてしまいました。供応、接待、物品の供与も、一定期間を除けば自由にできることになりました。政治が国民に対してましくいけば、それを補うために金が必要になることは、安保国会後の選挙で自民党が、勢力を維持するために、飛躍的に多額の金を使ったことを見れば、明らかなことでもあります。

実施の時期についても、答申の趣旨を尊重するというならば、明年一月一日から実施をするという初めの自治省の案が最低でありますのに、この法案は実施の時期を明らかにしていません。参議院の新しい分野は安保の年まで続くので、負けられない選挙だから、選挙資金が不自由では選挙に

自信が持てないので、一年延期の線が出てきたといわれるのであります。実施時期を明らかにしないということは、骨抜きという種類の修正ではないのであります。(拍手)自治大臣は、衆議院特別委員会で原案に必ずしも固執しないと申つて、明年一月一日施行というように修正されることについて、異議はないと思つておりますが、どうですか。(拍手)また、明年の参議院選挙にこの改正を適用するかどうか、お答えをいただきたいと思つております。

以上述べましたように、答申の精神を曲げたり、答申にないことを加えたり、また大幅に変更したりしてあります。これでは修正が大幅過ぎて、骨抜きになつたというよりも、全体として質が変化したと言つて言い過ぎではありません。佐藤総理が、党内の事情から答申を実現することができないので、最大の努力を払つて、ようやくこの程度にまとめた、総裁として、首相として遺憾だと、率直な態度が披露されるならば、まだそこにもあります。こんな内容で、答申を最も忠実に尊重した、小骨一本も抜かないなどと、白々しいことばを国会の場で述べるようでは、どう考えても三百代言的なの言い方だとしかとれないのであります。このことばを聞き、この態度を見たときに、国民は、政治家の言うことは信用できないという気持ちになるのは当然であります。政治家という名のもとに、われわれもとんだ迷惑を受けているのであります。そこで、總理にお尋ねいたしますが、これで最も忠実に答申を尊重したといふのは、いまだどのような御説明でございせんか、どういふわけでも忠実に尊重したといふのか、具体的にひとつわかるように説明していただきたいのであります。また、衆議院本会議で、原案に必ずしもこだわらぬと言われておりますが、答申を忠実に尊重するといふ意味で、答申に近い案に修正されることは歓迎するところであり、拒むものではないという態度であるのかどう

か、お聞きをしたのであります。最後に御尋ねいたしたいのは、政治資金の報告の問題であります。

この法律は、寄付の制限を最も重要な事柄として、罰則もきめておりますが、その制限が守られているかどうかというところは調査をしなければなりません。特に個人に対しては五十万をこえて政治献金することを禁止してありますが、もつた者が届け出の義務はないのでありますから、これを調査が必要なのであります。届け出第一主義の机上の点検ではどうにも発見する方法は見当りません。罰則がいつて禁止されている事柄であつて、単なる訓示規定ではないのでありますから、自治大臣が答へていない、悪知恵を働かすこととは前提としていない、行なわれると考える脱法行為について一つ一つ穴をふさぐのは、この法律の性格ではないと申しているのではありませんが、罰則をつけて禁止していることが容易に脱法行為が行なわれ、これを防ぐ方法がないなどという法律は、法律として不適當、不備だと思つております。法律と大臣の見解をお聞きしたのであります。

立ち入り調査を認めることは、本来自由であるべき政治活動に警察権の介入する危険もあり、本来避くべきことだとわれわれも考えておるのであります。政費や政治家の現状にその原因があるのであつて、むしろ、政党人の反省すべきところであり、したがつて、さる法と言われた従来の方法を改めて、この法律が正しく守られるという信頼を国民から与えられるものにならなくてはなりません。そこで自治大臣に伺いますが、学識経験者による第三者の調査のための機関を設けることが必要ではないかと思つておりますが、どうお考えになりますか。また、選挙管理委員会に事務局を置いて常勤の委員を置くなど、委員会を充実させることも、政治資金規正法の補則第三十一条を

修正して、「報告又は資料の提出を求めることができる。」という規定に、「かつ、必要な調査をすることができる。」とこれに加えても、その目的を達することができると思ふのでありますが、この具体的な提案について、自治大臣のお考えをお聞きしたいのであります。また、大臣が具体的な案を持つておられるというならば、お聞きをいたしたいのであります。また、大蔵大臣に対しては、選挙管理委員会の充実のため、どんな財政的の用意を考えているのか、お聞きをいたしたいのであります。

なお、御承知のように、先ごろ行なわれました衆議院選挙、統一選挙で、二十五都道府県の中の県市町村で、公費から多額の陣中見舞いが候補者に贈られたことが明らかになりました。国または地方公共団体と特別の関係のある会社が個人にする寄付について、罰則をつけて制限をしておりますのに、地方公共団体が公金を出して寄付する行為を野放しにしていることは、法の公平という立場から、公金であるという性格からも、放置すべきことではないと思ふ。法的な規制を行なうべきものかと思ふが、これについて今後どうする考えなのか、法務、自治両大臣にお伺いをいたします。

以上で、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○国務大臣(佐藤榮作君) 松永君にお答えいたします。

今回、この政治資金規正法案を提案いたしました。その答申を出しました選挙制度審議会、これが特にこの資金規正を先に答申いたしましたことは、ただいま御指摘のような環境下においてなされたもので、これは私も同じように認めます。また、この法律が画期的な考え方のものであること、これは松永君も御承知のことだと思ふ。

したが、私、こゝろいふやうな画期的な、しかも重要法案、この提案がただいま御指摘になりましたように、二カ月もおくれた、たいへ

ん時間をむだにしておるようでござりますが、法案が持つ意義等からいたしまして、これはやむを得なかつたと思ふのであります。で、私は答申の趣旨を尊重いたしまして法案をつくり、そうして国会に提案いたしましたのであります。先ほど堀見君にお答えいたしましたように、この国会において法案の成立を期する私の所信には、今日も変わりはないことを、これをあらためて松永君にもお答えをいたします。そこで、こゝろいふやうに、もう会期の余日も少ない、そゝろいふ際に、この重要法案の成立の見通しはどうかといふお尋ねであります。私も、たいへんその点について心配をいたしておりますが、私の所信に変わりがないのでございまして、各党におかれましてもぜひ御協力願いたい。先ほど、堀見君にお答えしたとおりでございます。

第二の問題といたしまして——あるいはお尋ねに對しては前後するかわかりませんが、まず第一に、この答申を尊重したと、かように申しますのは、御承知のように、答申のうち最も画期的な考え方というものは、この資金に対する限度、この制限額、これと、それからまた、特定の会社についてこの制限、さらにまた、政党中央に資金の拠出を願う、そゝろいふ点、この三つが特に私は重要な点であつたと思ふ。この三点については、御承知のとおり、ほとんど文字どおり答申をそのまま法文化したような次第でございまして、私としては申し上げますように、答申を尊重してゐるといふのはこゝろいふ具体的な事例でございまして、また、その他、罰則あるいは税の措置等について、答申とおりではございませぬけれども、そゝろいふものについて、やはり答申自身がねらつておるその趣旨を十分尊重したつもりでございまして、それらは、先ほど自治大臣がお答えしたとおりであります。

また、やはり五年後、個人献金並びに党費によつてまかなえといふ、こゝろいふのが一つの理想の形であるが、私どもは、この答申がいわゆる五

年後といふのは一つの努力目標の期限のように解釈しております。したが、こゝろいふ限時的な立法をしなければならぬ、こゝろいふ考えであります。また私は、党の近代化、組織化、これは政党政治、また政治に対する国民の信頼を高める上からも、ぜひしなければならぬことだ、かように考えておられますので、この五年後云々というには、ただいまのように、努力目標ではあります、積極的な近代化、組織化を党としては当然はかるべきである、かように考えております。

また、この修正についてのお尋ねであります。私は、先ほど申し上げておりますように、政治の発展のためには、法律をつくりたい、かように申しております。私は、皆さん方の知恵をその意味でお借りしたいと思つております。ただいま国会の審議にかかつておるのでございまして、私は、どういふやうな方向が望ましい、かように期待をする、その程度の法律ではなくて、これは国民全体、衆議院の皆さん方によつて、よりりっぱなものをつくつていただきたいと、かように思ひますので、私が答申の線に近いものに修正をしてくださいと、かように申し上げることは差し控えてさせていただきます。

その他の点については、自治大臣からお答えさせていただきます。(拍手)

〔国務大臣藤枝泉介君登壇、拍手〕

○国務大臣(藤枝泉介君) 法案の成立につきまして自信を持つておられるかといふことでございます。

国会の御審議につきまして政府側がいろいろ申し上げることはいかかと思ひますが、私としては、審議促進のためにあらゆる便宜を供与いたしまして、そゝろいふ至急に成立できますようにお願いをいたしておるやうな次第でございまして、広範な国民大衆の財政的支援によりましてや、

いけるやうになること、これは理想の姿であらうと思ひます。しかし、こゝろいふことは、あげて政党そのものが努力をさるべきものでござ

いまして、法的にそれを規制するのはいかかかと存じておるやうな次第でございまして。

施行期日につきましては、先ほど堀見君にお答え申し上げましたように、こゝろいふ国民全般に關係するものでございまして、これが周知徹底をはかり、また、選挙管理委員会の準備をいたしますには相当の時間がかかると思ひます。ことに、国会が延長されましたやうな今日の情勢におきましては、その成立の時期いかに、さらにそれからの準備期間といふものを考えますと、これを期日を切ることには周知徹底に事を欠くやうなことがあるのではないかと、政令にゆだねたわけでございますが、準備のつき次第、至急に施行したいと思つておる次第でございまして。

報告について調査機関を設けてはどうかといふ御意見はごもつとも存するわけでございまして、大體、寄付の制限等につきまして、会社を受けている制限、これは会社の業績等は普通公表されておりますので、届け出を見れば、寄付制限に反するかどうかといふことは見当がつくわけあります。しかも、行政権が、本来自由であるべき政治活動に介入するといふことはいかかか。あくまで国民並びに政党及び政治家の良識にまっとうした問題は処理していくべきものと考えておる次第でございまして。

選挙管理委員会は、おそらく、今回の法律が成立いたしました、相当仕事の量も多くなります。したが、いま、選挙管理委員会の充実についての財政的な処置を今後考えてまいらなければならぬと思ひます。

市町村等が公金によつて政治献金をするというところは、もうこれは法律以前の、あり得べからざることでございます。新聞等に発表せられた中に、なるほど公職の市町村長といふ名前が出ておりますが、市町村長のポケットマネーから出たのも相当多量に調査の結果はなつております。しかし、いづれにしても、市町村の公金が政治献金されるというやうなことは、あり得べからざる

ことをごさいますして、法的規制というよりも、市町村等地方自治体の指導によりまして、このようなことの今後絶対ないようにつとめてまいりたいと考えております。(拍手)

〔国務大臣水田三喜男君登壇、拍手〕

○国務大臣(水田三喜男君) 政党への寄付金を公共寄付に準じて扱うことになりました理由は、先ほど申し述べた通りでございます。

政治家個人に対する税の扱いについてお尋ねがございましたが、御承知のように、政治家の所得源は、ひとり歳費だけではございまして、相当多様でございます。したがって、その所得を得るための費用の範囲、いわゆる必要経費の範囲をきめることもむずかしい問題でございます。また、雑所得のある方とない方を区別して取り扱うことも問題でございますので、政治家の所得を課税し取り扱ったらいいかということも、ついせんだつての税制調査会に諮問をいたしまして、これを勉強していただくことになっておりますので、この結論を得てから、合理的な措置をとりたいと存じます。

それから選挙管理委員会の経費についてのお尋ねがございましたが、たゞいまは地方交付税法上の財源措置がなされておるところでございます。昭和四十二年度について申しますと、人口百七十七万人の標準団体の市については七百五十万円、人口十万人の標準団体の市については四百二十万円というふうに、地方交付税法上の財源措置がなされておりますが、もし今回の改正によつてこの経費が増加するということがございましたら、やはり地方交付税法上の財源措置をさらに強化するという方法によるのが妥当ではないかというふうに考えております。(拍手)

〔国務大臣田中伊三次君登壇、拍手〕

○国務大臣(田中伊三次君) この寄付額の制限をしておいても、脱法行為は自由に行なえるんじゃないか、これをどうする考えかという御意見でございます。これはお説のとおり、脱法行為はく

ぐん行なえる。それは、政党に対して一億円の献金をしておきながら、献金の中身は二千万円であると届け出を行なう、八千万円は脱法でありま

す。個人候補者が百万円の献金を受けておきながら、五十万円しか献金を受けていないと届け出をした。五十万円の残額は脱法である。そういう得るとは自由に、この法律をつくりましても起り得る、かつてなことが出来る。そういう余地がお説のとおりあるわけでございます。そこで、私の見解といたしましては、軽いものでよいから罰則をつけてくれ、罰則なき罰示規定というものは、規制の役に立たない。非常に極端なことを申し上げて恐縮であります。先ほど申し上げましたように、五千円以上五万円以下という罰則が、この総額制限、個別額の制限違反にはついて

いるわけでございます。これは罰金の刑罰でありま

す。二万五千円以上の最高限でありま

す。二万五千円以上の最高限でありま

す。二万五千円以上の最高限でありま

○議長(重宗雄三君) 矢追秀彦君。

〔矢追秀彦君登壇、拍手〕

○矢追秀彦君 私、公明党を代表して、たゞいま提出されました政治資金規正法及び公職選挙法の一部を改正する法律案に関し、総理並びに閣僚に若干の質問をいたすものであります。

昨年秋以来、「黒い霧」と言われた政界の不祥事件が相次いで国民大衆の前に明らかにされ、国民の政治不信の声はますます高まるといふのであります。そして、この政界を浄化する道は、政治資金の規正をきびしくして、金のかからない選挙、不正な金によつて政治が動かされることをなくしていく以外にないとの世論が起り、政治資金規正法の改正は、国民大衆のひとしく願望するところとなつたのであります。これに対し総理は、「政治資金規正法改正は国民の至上命令だ」と思ふ。また、「政界の積年の弊を根絶するために積極的かつ具体的措置を講ずることが私の義務である」として、「選挙制度審議会の結論を得次第、世論の動向をよく見きわめ、勇断をもつて取り組む所存」

と、政治資金の規正強化の方向をはつきりと言明されたのであります。

しかるに、今回提出されました政府案は、政党はできるだけすみやかに近代化と組織化をはかり、五年を目途として個人献金と党費によりその運営を行なうという選挙制度審議会の答申から大きく後退したことに對し、政界浄化を願う国民一人一人は、大きな失望の念を抱いたのであります。しかも、その上、今国会における政治資金規正法改正に対する政府の熱意のなさは、全くあきれるばかりであります。答申を十分尊重せず、自治省案さえもさらに骨抜きにしたあげく、いままで衆議院において行なわれてきた審議の状況に至つては、全く政府・自民党に成立を期する熱意は見られないのであります。そして、会期末も迫つた今日においては、もはや廃案の声を聞かれるようになり、これでは、政界浄化を願う国民大衆にとつては、唯一の望みが断ち切られることになり、日本の政界は依然として黒い霧におおわれた状態が続くこととなり、遺憾にたえない次第であります。

わが公明党は、過去数回にわたり、このような国民の声を代弁して「政治資金は個人の献金のみ限り、会社、団体からの献金は一切禁止する」という独自の改正案を提出してまいりました。さらに、わが党はこれを実行し、今日まで金のかからない公明選挙と政界浄化への粘り強い活動をしてまいつたのであります。したがつてわが党は、今回の改正案は不十分な点は多々ありますが、現行法よりわずかではあるが一步前進であるとして、今国会におけるこの成立に賛意を表明してまいつたのであります。この観点に立つて、私は、以下若干の質問を試みようとするものであります。

質問の第一は、今国会において同法案を成立させる意思があるかどうかであります。総理は、衆議院本会議において、「成立を期さないような法律案を、皆さま方のごやっかいと申しますか、お手をわずらわすような考えはございませぬ。成立

を期すればこそ提案したのでございます。」と述べられておりますが、さきにも述べましたごとく、

今国会におけるいままでの衆議院審議における政府・自民党の態度は、全く国民大衆を愚弄するものはなほだしいものがあります。すなわち、国民の間で反対の強い防衛二法案においては、議院民主主義を冒瀆する強行採決をえて行ない、国会を空転させる原因をつくり、国民大衆が心から願っている本改正案については、自民党は政府案をよしとせず、だからと審議を引き延ばし、そのあげくの果ては、魔案の声を今日においては聞かれ、総理は、「魔案は困る」と言われたそりであります。総理は、「魔案は困る」と言われたそりであります。政府・自民党への不信感はいまさら言うまでもありませんが、これでは、ますます政治不信の念は強まるばかりであります。

総理は、一体この改正案を成立させる気があるのかどうか。あと残されたわずかな日程ではあります。したが、他の法案に優先して、この法律案の成立をすべく努力をされる決意があるのかどうか。ただいまの御答弁でも決意を披瀝なさいましたが、有言実行を旨とされる総理に、ほんとうに成立の決意があるならば、具体的なスケジュールを、しかと承りたいのであります。

質問の第二は、答申には、「選挙区への全面的な寄付禁止」とあるのを、一定期間以外は、政治教育や政策普及などのための集会に關し、実費の補償として行なうものは差しつかえないとしたのは、広義に解釈すれば、幾らでも抜け道ができ、かえって金がかかる結果を招き、買収、供応などの選挙が、依然として行なわれるおそれがあります。総理並びに自治大臣はいかにお考えか、お答え願いたい。

質問の第三は、法人の寄付に対する税制上の破格の優遇措置は、寄付は個人に限るという理想に對し、その方向づけをしたという答申の精神を、大きく踏みこじったものと考えますが、このような措置を設けられたことについて、大蔵大臣の所

信を伺いたい。

答申は、法人の寄付に対する税制上の優遇措置については、全く触れていなかったものであります。しかも大蔵大臣は、当初、委員会等において、「当面は、子弟の教育費に対する免税措置もとられていない現在、法人寄付の減税などはできない」と、みずから強調しながら、どうして急に豹変し、三年という期限つきとはいわゆるの、税制上の優遇措置について大幅に譲歩しなければならなかったのか。重税に苦しむ国民は、納得できないところであり、この点について、質問の第四は、罰則の規定についてであります。

政界の腐敗墮落の一因は、違法行為に対する罰則のなまぬるさにあるといわれております。今回の罰則規定についても、きわめて弱体であります。さらに、監査機関の設置についても、うたわされておらず、結局は違反の事実を確証し、それをきびしく罰していくという処置はとれなくなり、軽い罰則覚悟の多くの違反者が出るのが予想されるのであります。この際、英国のように、思い切った罰則規定を設けるべきであると考えますが、政府は、この骨抜き罰則規定をもつて、いかなる方法で違反を取り締まっていられるのか、法務大臣にお伺いしたいのであります。

最後に、政府・自民党が今国会においてこの法案を成立させない意図は、金のかからない選挙という美名のもとに、一党独裁・ファッショ化への鋭いきばを隠した、小選挙区制実現へのあくなき野望があることを、強く感ぜずにはおられないのであります。施行日を政令に委任したことも非常識きわまることであり、ここにも小選挙区制とをかみ合わせる気配があると断ぜざるを得ないのであります。

政治資金規正を骨抜きにし、さらに魔案に持ち込み、そして小選挙区制を実現させるといふことは、全く民主政治を踏みこじる政府自民党の暴挙であり、国民の願う議会民主政治確立への道を完全に踏みこじるものであります。総理は、この選挙区制、選挙運動、政治資金の問題をワンセットとして考えるという誤った説に賛成されているようであり、民主政治を踏みこじる小選挙区制との両輪論について、総理はいかにお考えであるか、はつきりとしたお答えを要求いたします。(拍手)

〔国務大臣佐藤榮次君登壇、拍手〕
○国務大臣(佐藤榮次君) お答えいたします。第一は、いままで二人の質問者と同じお尋ねでございますが、本法案の成立についての私の所信でございますが、松永君や塩見君にお答えいたしましたように、私の考え方、この法案の成立を期するこの所信には、今日も変わりはないと思っております。かように御了承願いたいと思っております。もちろん、もうすでに期日が差し迫っておりますので、たいへん皆さん方に御勉強いただかなければ成立が期せられないのじゃないか、かように思っておりますので、この上とも御協力のほどをお願いいたします。

また、この法律の施行期日を政令にゆだねたという、この点が私が申し上げるまでもなく、新しい重要法案でございますし、また、いままでの考え方と全然変わっておりますから、そういう意味で、国民に周知徹底するためには、必要な期日、適当な時期を政令によって定めるといふことにはいたしましたのであります。

最後に、小選挙区制その他一連とワンセットにして、ものを考えておられるのじゃないかというお尋ねでございますが、選挙制度審議会が特にこの政治資金の規正についての答申も急いで、他と切り離してこれを答申いたしました。そのことに意義があるのでございますから、私は、あえてワンセットというような考え方はございません。しかし、おそらく選挙制度審議会といたしましては、時節柄緊急に処置すべきものがこの政治資金規正であると、こういふ考え方で第一回の答申を

た。しかし、引き続いて、次の選挙制度その他についても当然答申をされるものだと実は考えております。また、政府自身がそれらの点について、金のかからない選挙制度はどうしたらいいかと、ただいま諮問しておられるのであります。私は、この諮問しておられる際に、政府の考え方を御披露することはいいかかと思っております。これは速慮させていただきますと思っております。

私は、今回の答申におきましても、この答申並びに意見は尊重しなければならぬという、設置法の第三条を忠実に守るといふ考え方でございすし、今後どういふような答申をされますか、その答申を待った上で、十分それを尊重していくという政府の態度、これを守りたい、かように思っております。

その他の点につきましては、担当大臣からお答えいたします。

〔国務大臣藤枝泉介君登壇、拍手〕
○国務大臣(藤枝泉介君) ただいまの御質問にお答えする前に、先ほどの松永さんの御質問に対する答弁漏れがありましたようでございますので、それを申し上げておきます。

この法律案の施行期日につきまして、参議院の通常選挙を考えているのか。——全然そういうことは考えないのでございまして、先ほど来申し上げたように、準備の整った次期施行したいと考えております。また、施行期日について、国会が修正したらどうだというお話をございまして、これは国会の御審議のことでございますが、私はただいまの案でよろしいと思っておりますが、よりよき修正案がありますならば、あえて原案に固執するものではございません。

ましたものを、一年じゅう寄付は禁止することにいたしましたわけでございます。ただ、政治家としましては、自分の政策、主義主張というものを選挙民に徹底するということは、やはり政治家としての一つの使命だと存じます。そういう意味で、純粹な政治教育のための講習会等について、実費を弁償することはやむを得ないとしたのでございまして、これは審議会の御議論の中におきまして、社交上のものは除外してもいいんではないかという御議論がございましたが、社交上というものが、また、たいへんむずかしいこととございまして、純粹に政治教育に限った次第でございまして、しかし、この種のものといえども、選挙に關しては、なお弊害がございまして、任期の満了前六カ月以内におきましては、この種の寄付と申しますか、実費弁償も禁止したような次第でございまして。

なお、罰則につきまして、調査機関を設けたらどうかということにつきましては、先ほどもお答え申し上げましたが、元来、こうした政治資金の規正というよりなものは、国民並びに政党及び政治家の良識にまつべきものでございまして、また、会社の業績などは、すべて公表されておりますので、届け出によりまして、それが違反しておるかどうかということは大體把握できますので、行政権が、本来自由であるべき政治活動に介入することを避けたような次第でございまして。(拍手)

〔國務大臣水田三喜男君登壇、拍手〕
 ○國務大臣(水田三喜男君) 答申の意図はおおむね、御承知のように、今後政党の資金は党費と個人の寄付でまかなわなければならないこととを特に強調しておりますが、その他必要な合理化というものは、いまの法人寄付を否定はしない、したがって、そこからいろいろな合理化措置を考へるという趣旨であらうと思ひます。そこで、私どもは、そういう答申の趣旨でございまして、個人の寄付についての優遇は、時限立法にいたしました。法人のほうは、いままでも多額な寄

付をしておつた一部の法人を除いて、大部分の法人は、もし政党寄付をするということになりますと、このいまの制限内でも、いままでの公共寄付のワクを圧迫すると思われれますので、特にそういう措置をとりましたが、これはやはり三年ぐらいの経験によって一ぺん見直して、次の措置を考へるべきだということ、このほうは三年間の時限立法ということにした次第でございまして。(拍手)

〔國務大臣田中伊三次君登壇、拍手〕
 ○國務大臣(田中伊三次君) 罰則が軽過ぎるではないかとおことばでございまして。先ほども申し上げましたとおり、本来、この寄付なるものは、その寄付の財源を持つておる所有者の処分は自由であるべきものである、それは、憲法の所有者の規定の内容から申しまして、当然のこと、だれにどんな寄付をしようというものは、本人の自由である、処分は自由でなければ、憲法の所有者の保障は意味をなさぬ、そういうことから申しますと、一体、この政治資金規正法によって寄付を禁ずるということは、一定の限界があるものだと言わなければならぬわけでありまして。

それからもう一つ重要な事柄は、このたびの政治資金規正法における、もの考へ方は、寄付を禁じていない、寄付はほとんどんやつてよろしい、しかし、一人の人間、一カ所の会社、そういうところから多額の寄付をいただくということが、政界を明朗化しない理由になる、そういうことであるから、寄付はよろしいが、寄付の金額を制限するということ、この法律のねらいでございまして。

こういう二つの点から願ひいたしますという、罰則は厳に過ぎることがあつてはならぬ、こういう考へ方が基本方針でございまして。そういう点から、先ほど申し上げましたように、一千万、二千万の総額制限、五十万の個別額の制限、この制限に關する違反については、五千万以上五万円以下の罰金をもって処する、こういう処置になつて

おりますし、それから、さらに必要性の高いものにつきましては、特定会社あるいは外国人から政治寄付を受ける、匿名で政治寄付を受けるというやうな三つの点につきましては、非常に重いのでありますけれども、二年以下の禁錮、三千万以上五万円以下の罰金ということで処する道を明らかにしておるわけでありまして。

そういうことでありますので、この程度は行き過ぎておるか、行き過ぎていないのかということなのであります。それは何を基準に考へるかといへば、先般本会議場においても申し上げましたとおり、類似の法律と比較をすること以外に、法制的には、行き過ぎておるかおらぬかを考へる基準はない。その類似の法律とは、現行の政治資金規正法、現行の公職選挙法といふものの罰則規定を基準にして見る以外にございせん。この二つの基準を総合いたしましたので、改正案と並べてみるならば、この改正案の内容として持つております罰則の内容は、決して重過ぎるものではないが、決して軽過ぎるものではない、當を得ておるものである、と信じておる次第でございまして。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 片山武夫君。
 〔片山武夫君登壇、拍手〕
 ○片山武夫君 私は、民主社会党を代表いたしまして、ただいま提案された法律案について質問をいたします。

いままでも衆議院あるいは本会議におきましていろいろ質問がされておりました、重複している点か幾つかあるかと存じますけれども、少し変わった角度から御質問を申し上げます。少しく御迷惑とは思ひますが、ひとつ十分御答へをお願いしたいと思います。

この案は、四月七日、選挙制度審議会より答申を受けましてから改正案が国会に提出されたのは六月の二十二日であります。佐藤総理は、当初、国民の要望を率直に受けとめて、しばしば、答申

を尊重して——小竹大骨論が出ておりますが、小骨一本も抜かないのだ、こう言明されておつたのであります。それにもかかわらず、党内事情にいろいろ左右されて、大幅に後退したものが提案されておると考へるのであります。いま、国民の大多数が失望をしております。その最大のものは、佐藤総理御自身が自由民主党の総裁でありながら、党内においてすら、その指導性を発揮されなかつたこととあります。その結果は、衆議院に提案されて以来今日までの審議をめぐりまして、自民党の態度は、この法案すら成立させる意思がないのではないかと疑わざるを得ない状態でありまして。総理は、この間、党内のいろいろ反対する人たち——聞くところによれば、政治資金規正法強化反対懇談会、こういうものがあるといわれておりますが、これらの人たちに對してどのような措置をとられてまいりましたか。あるいはまた、総理としては非常に言にくいことだらうと存じますけれども、国民はみな知りたがつておると思ひます。どうか、この法案成立のために、さらにまた与党内の意思統一のために、いかなる努力をされるか、その経過と現在の総理の決意を、ま

ずお伺ひいたしたいわけでありまして。

第二の質問は、今回提出された改正案によりまして、政治献金を行なう場合、一定の率、一定の金額、この範囲内におきまして、個人に對しては所得税の特別措置、これが認められ、また会社、団体等に對しましては損金算入の特例が適用されることとなつております。このやうな税法上の優遇措置、これはいまだかつて聞いたことがありません。政治資金規正法の本案、アメリカのいわゆる腐敗行為防止法にもないものであります。今回提出されました改正案は、従来の悪い習慣を規制するたてまえで立案されたものであり、このやうな特例は、政治資金の規正というよりは、むしろ政治献金をしやすくする結果になると私考へるのであります。総理はどのやうに解釈されるか、お尋ねしたいわけでありまして。いかに総理大臣、

いままでも衆議院あるいは本会議におきましていろいろ質問がされておりました、重複している点か幾つかあるかと存じますけれども、少し変わった角度から御質問を申し上げます。少しく御迷惑とは思ひますが、ひとつ十分御答へをお願いしたいと思います。

いままでも衆議院あるいは本会議におきましていろいろ質問がされておりました、重複している点か幾つかあるかと存じますけれども、少し変わった角度から御質問を申し上げます。少しく御迷惑とは思ひますが、ひとつ十分御答へをお願いしたいと思います。

頭腦明晰な方であつても、これで政治献金がやりなくくなるのだ、規正するんだとお考えにならないうけであります、ごく簡単に一言御答弁をお願いしたいと思つております。

続いて自治大臣にお伺いしたいと存じます。選挙制度審議会の答申の中には、法人に対する優遇措置はなかつたのでありますけれども、これはやはり会社法人からの寄付が少なくなつては困る、かように考へて、この優遇措置を追加されたと思つたのであります、大臣の見解をお伺いしたいと思つております。

さらに、これと対象的な点は、寄付のあつせんに對する規正として、特に賃金からの天引きを禁止している点であります。これは従来の慣行を無視するものであり、明らかに労働組合などの政治献金を抑制するものであり、一方的な規正ではないかと考へます。答申の趣旨と関連をいたしまして、わかりやすくひとつ説明をわづらわしたいのであります。

最後に、去る六月二十二日の衆議院本会議におきまして、わが党の小澤議員の質問に対して、総理は、りっぱな法律をつくるためには原案にこだわらない、皆さんの御協力をお願いしたい。今日もそのような趣旨を述べておられるわけであり、ますけれども、わが党は、政府並びに自民党によつて骨抜きにされたこの本改正案を、答申案どおりに復活させるために修正案を用意しておるわけであり、また、この際、佐藤総理は与党の総裁として、また、総理大臣として、原案にこだわらないとお答えになつた精神、これは当然、自民党の修正を受け入れるということではないと考へるわけであり、また、したがつて、私はわれわれの修正案に於いて、国民の期待にこたへるりっぱな法律を成立させる熱意と、いわゆる指導力を総理は発揮させて、これを会期残すところをわづかでありませうけれども、重ねて総理の決意のほどをお伺いをいたしまして、私の質問を終わりたいと存じます。

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕

○国務大臣(佐藤榮作君) お答えいたします。先ほどもお尋ねがありました、社会党の方にお答えしたわけであり、答申を得てから提案するまで時日のかかりましたこと、まことに残念であります。しかし、何分にも重要法案であり、画期的な考え方の法律でありますので、私これを提案するまでの準備に二カ月を要した、まことに残念に思つております。

また、党内の問題について、私の指導力その他についていろいろ御心配をいたしておるようござい、たいへんありがとうございます。また、たゞし、事は自民党のごときでございますから、たゞいま問題になつておるのは国会の審議でございます。一党のことは一党の総裁また役員にまかしていただく、かように思つて、したがう、お尋ねがございましたが、私は、それらの点についてお答えはいたしません。

また、第二の問題で、税法上の優遇措置、これについていろいろの御意見を交へてのお話でございます。私は、国民と政党と、もっと直結されることを望ましいことである、かように思つて、そつと政治活動が公明正大に行なわれること、資金の援助もまた公明公正でなければならぬ、かように私思つておるのであります。そつと、味では、時期的に、あるいは税法上の優遇措置をとりまして別に差しかえのないもの、だ、いな、むしろ国民の政治に対する関心を深めるものだ、かような私は積極的な意味すら実は感ずるものでござい、

また、第三の問題について、この法案の取り扱ひ方についてのお話でございます。これは、先ほどもお答えいたしましたように、私の最初の考え方に、たゞいまもなお初心に変化はございません。また、私は、政党のためにりっぱな政治資金規正、これをひとつ考へたい、かように考へておりますので、この答申案にもこだわらぬ、また、自民党だけの考へ方にもこだわらぬもの

ではございせん。皆さん方の御協力を得まして、ぜひこの機会にりっぱなものをつくるようにしたい、かように思つております。(拍手)

〔国務大臣藤枝泉介君登壇、拍手〕

○国務大臣(藤枝泉介君) 法人の税制上の優遇措置につきましては、なるほど、御指摘のように、答申にはそのものは書いてございせん。ただ、政治献金の課税について合理化をはかるといふ意味におきまして、これを入れたわけでございます。その趣旨は、しばしば大蔵大臣からお答え申し上げたようにござい、いずれにいたしましても、今回の答申並びに政府案は、特定のものが、分不相応の寄付をすることを禁止しようとするものでござい、政党自体の受け取る金額の総額を規制しておるわけはございせん。そつと、いう意味におきましては、この法人の税制上の優遇というものは、政党というものの性格からいたしまして、適当ではないかと考へておる次第でござい、

それから、寄付のあつせんの問題でございますが、大部分審議会において御承知のとおり、寄付のあつせんは認めるが、強制にならないようにすべしという答申が出ておるわけでございます。これに從つたわけはござい、そつと、賃金とか、加工賃とか、下請代金というよりなもの、元來その受け取る方が、経済的に弱い方々の立場にあるわけはござい、こつと、ものが相殺をするというよりなことになる、そつと、うりしても強制にまざらわしくなる、そつと、におきましてあの条項を置いた次第でござい、(拍手)

○議長(重宗雄三君) 須藤五郎君。

〔須藤五郎君登壇〕
○須藤五郎君 私は、日本共産党を代表し、佐藤総理に對し若干質問いたします。

今日、政治資金規正の問題が大きく取り上げられて、これは、正しく取り組むならば、汚職・腐敗政治の打破に役立つ、黒い霧一掃を願う国民の要望に大きくこたへるからであり、また、やる気になれば、すぐにもできる問題であるからであります。このような効果ある政治資金の規正とは、独占資本や資本家団体、一切の営利会社の政治献金を全面的に禁止することであり、なせならば、まさに財界の政治献金を汚職・腐敗の大きな原因だからであります。しかるに、選挙制度審議会の答申は、この大原則を無視したものであり、政府案に至つては、この不十分な答申すらも骨抜きにした、全くのさる法であります。これでもなお、総理は、これが国民の要望にこたへる政治資金の規正と言ひ張るのですか、国民が納得できる答弁を要求いたします。

第二に、この法案に對する与党自民党の態度は、何事でもありません。衆議院における委員会審議では、自民党が次々と人を繰り出し、政府案に對し、事実上の反対質問を行なつては、ありませんか。このようなことは、いまだかつて前例のないことでもあります。他方、総理もまた、「世論の動向もあることだから、廃案にすることだけは困る」、こつと、言つておられます。これは、佐藤内閣と自民党が、「黒い霧」に對する反省など一かからぬことをあらためて暴露するものであり、また政治資金については、どんなにわずかなものであつても、それが独占資本や財界との結びつきを制限するものである限り、絶対に規制を認めない、といふものであります。まさに、財界からの巨額の政治献金と大買収選挙をなしては、自民党もまたその政府もあら得ないことをみずから証明するものと言わなければなりません。このような佐藤内閣と自民党の卑劣な態度について、国民は心から憤慨しております。これに對して総理は、いかなる責任を感じておられるのか、明確な答弁を求めます。

最後に、見のがすことのできない問題は、佐藤内閣と自民党が、あたかも政治資金の規正に對す

る国民の要望にこたえるようなふりをして、実は政治資金規正の問題を小選挙区制強行のためのことにしようとする陰謀であります。衆議院における与党発言は、いわゆる「車の両輪論」をおおりに立て、佐藤総理自身これに賛意を表しているではありませんか。しかも、あなたは、本法案を継続審議にする意図だと伝えられております。これはその端的な証拠であります。わが党は、このような悪らつな佐藤内閣の陰謀を許すことはできません。わが党は、腐敗政治の打破に役立つ、真に効果的な政治資金規正を即時実現するよう要求するものであります。

佐藤総理は、わが党のこの要求について真剣に取り組み用意があるかどうか、明確な答弁を求め、私の質問を終わります。(拍手)

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕
○国務大臣(佐藤榮作君) 須藤君にお答えいたします。

この法案の取り扱い方についての私の考え方は、今日もお交わりはございません。いままでの質問者にお答えしたとおりでございます。

そこで、政治資金規正そのものは、国民の良識によりまして公明かつ公正に行なわれることが望ましいこととあります。私は、今日の政治、このもとにおきましては、政党、これはなければならぬと思っております。政党が悪いことばかりか、かように考えるわけにはいきません。いまの民主政治のもとにおいては、政党が大柱であります。基礎であります。また、政治活動そのものも資金はもろろん要るのでございますが、これが節度ある集め方であればならない、その使い方でありまして、先ほど来お答えしたところで、その点はもう誤解はないと思っております。

そこで、ただいまのお話であります。この審議をめぐりまして、いろいろ社会党もおしかりを受けているようであります。私は、自民党だけの責任では実はないと、かように思っております。

で、各政党とも、りっぱな政治資金規正、その方向をきめるといって、そういうことで国会において御審議をいただきます。必ずしも原案にはこだわらざるもりでございます。十分御意見を述べられたいまいたへん期日が少ないのでありますから、一その御勉強をお願いしておるような次第であります。

また、小選挙区制とこれを結びつけておるのではないか、継続審議などと言っているが、小選挙区制を考えているのじゃないか、こういうお話をさせていただきますが、これは先ほど公明党の方にもお答えしたのでございますが、この政治資金規正が一つ引き抜かれて国会の審議をただいま要求しておる、また選挙制度審議会もさような答申をしたという、その意義を十分考えていかなければならない、かように思っております。ただいま小選挙区がどういような扱いを受けますか、これら各点の点はただいま選挙制度審議会において審議中でございますので、私はこれらの点については私の意見は申し述べません。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 市川房枝君。
〔市川房枝君登壇〕
○市川房枝君 私、ただいま上程されている法律案に関連し、関係当局に対し六項目についてお伺いしたいと思っております。

第一は、六月二十九日に自治省から、四十一年の政党及び政治団体の収支報告が発表されました。各新聞とも時節柄大きく取り上げましたが、自民党が前年の倍近くの約六十億円に増加したのをはじめ、自民党の有力な各派閥の金額が多くなったこと、収入も寄付を正直に届け出ているのが少なくなつて、会費などとして逃げているのが目立っていること等々、自爾のあとには全く見られず、きわめて不明朗だと申し上げております。これに対して総理の御感想と、それから、もし政府がお出しになっている現在の案が成立しましたら、こうした非難はなくなるとお考えかどうか、総理に伺いたい。

第二は、このばく大な金額がどこからどうして自民党やその有力な派閥に出ているのか。財界から出ていることを知らされて国民は全くびびくりしております。そうして、この金が政党や政治団体、政治家の間を動いている間にまっ黒い霧が生じた。とすれば、金を出した人たち——財界にも政治の腐敗、「黒い霧」の責任があるのではないかと国民は考えておられますが、それは間違つておりましようか。国民によくわかるように、総理のお考えを伺いたい。

第三は、衆議院においてこの案の審議の状況を拝見しますと、先ほどから皆さんのおっしゃいますように、野党が積極的で、政府与党が消極的な印象を受けます。審議会の答申そのものに私には不満であります。その答申からさらに幾多の骨を抜き、さらに現行法よりも改悪しておきながら、先ほどから政府も与党の方も、いや骨を抜いてはいないとおっしゃっておりますが、それはどうであります。その与党が国会において反対しておいでになるように見えるのは、何とも不可解であります。国民は戸惑つております。総理は、今国会で成立させると、あれほど強い意思表示を両院でなされました、先ほどからもそれをおっしゃっております。私は、総理は真実のお気持ちをとおっしゃっております。お認めのようにはいかないが、それがどうも総理のお考えのようにはいかないような様子であることは、むしろ御同情を申し上げます。たいくらくらいてございしますが、とにかく国民は、どういわけだかその辺の理解に苦しんでおります。その点を伺いたい。

第四は、本案の規定のように法人の寄付の最高を二千万円に制限し、これが励行されれば、銀行、会社等の寄付限度額には相当の余裕ができるはずだと思っております。それなのに、三年間を限って政治献金の金額を非課税とされた理由を大蔵大臣から伺いたい。なお、法人の寄付限度額の推定総額、その中で政治献金に回されている推定総額、いままです課税の対象となっていない政治献金の総額、今度の改正による税の減少見込み額、それを伺いたい。

第五は、政治家個人が受け取った政治献金は雑収入として、政治活動費を差し引いた残額を課税の対象とする。もし不足の場合は、総合所得から差し引き税金を還付するというのは事実でありますか。その件数、還付した金額を伺いたい。また、政治献金の収入のない一部の議員が政治活動費を総合所得から差し引き、税金の還付を受けた事実の有無、その件数、金額を伺いたい。政治献金をもらっている人といない人との間の不公平、及び一般国民との差別扱いを蔵相はどういふうにお考えになっておられますか。

第六は、永久選挙人名簿の調製は、今度は三月、六月、九月、十一月の四回になっておりますが、それでも最高約三十五万人の所有権者の新たに得た基本的人権である選挙権を行使できない場合が生じると思っております。これに対する救済方法を自治当局は考えておいでになられますか。どうか。今国会で審議中の住民基本台帳を利用すれば相当程度まで救済できるのではないかと、思います。いかがでしようか。お伺いしたいと思っております。

〔国務大臣佐藤榮作君登壇、拍手〕
○国務大臣(佐藤榮作君) 市川君にお答えいたします。

この四十一年の——最近の政党に対する献金の収支報告、これはただいま御指摘のとおりでございます。今日ただいま行なわれたいま行なわれております現行法では、いわゆる政治資金の公開の原則、こういうものを実はとっております。公表することによって国民の批判を仰ぎ、今後の政治活動の公明公正を期する、これが実はねらいでございます。この方法で大体目的を達すると思つたら、必ずしもそれでないというので、今日政治資金規

から伺いたい。なお、法人の寄付限度額の推定総額、その中で政治献金に回されている推定総額、いままです課税の対象となっていない政治献金の総額、今度の改正による税の減少見込み額、それを伺いたい。

正法が出ておるわけでありませぬ。選挙制度審議会も、そういう意味で、どうも不十分だから、もっとりつぱなものをつくろうじゃないかというので答申を得たのでございます。したがって、皆さん方に提案しておるものは、さような状態のもとで原案をつくったということでありませぬから、御了承いただきたいと思ひます。

また、この成立について、先ほど来、たびたび私の所信に変わりがないかということでも申し上げましたが、今後国会におきましても積極的に、さような意味で、この機会にりつぱな政治資金規正法をつくるという、その意気込みで御協力を得たいと思ひます。

私は、今回のこの事件を通じて、政党が信用をなくしたり、政治家が国民的な批判を受けて、一切の信任を得ない、こういうような事態になりませぬ、これはたいへんなことだと実は心配しておるのであります。そういう意味で、民主政治のもとにおいて、政党は民主政治の基盤である、国民の政治に対する信頼を高める、こういう意味においても節度のある政治資金の使い方、これは最も望まなければならぬと思ひ、そういう意味で、その政治活動が今後公明正大に行われる、その場合の必要な資金、これは国民の各界各層からの協力を得てしかるべきものだ、かように思つておりますが、その出し方等については、選挙制度審議会の答申をどこまでも尊重してまいら、こういうことであらうと思つております。

この国会の審議についての各委員の方の審議ぶり等については、御批判があるようでございますが、このことは、私がお答えするよりも、皆さま方のほうで十分お話を願ひたいと思ひます。各委員は、国会におきましてその独自の考え方で、それぞれ進められておると思ひますので、その審議に万全を期してまいりたいと思ひます。

最後に、いまのようなお話をいたしますと、結局政党が民主政治の基盤である、したがって、今後資金を集めるにしても、政党中心でありたい、

かように思ひます。この政党中心ということについて、もつと理解をしていただかなければならぬと思ひますが、いわゆる選挙におきましても、個人もさることありますが、政党本位の政治活動が今後最も望ましい。これは市川君が特別な立場におられることを無視するという意味ではございませんが、私は、政党というものがやはり今後の民主政治のあり方では政治活動の中心になるべきものだと、かように思つておりました。そういう意味で、この資金もやはり政党中心に集まる、そういうことを援助し得る国民の支持がそこに固まると、こういう方向で物事が考えられていかるべきではないか、かように思ひます。(拍手)

〔国務大臣水田三喜男君登壇、拍手〕
お答えいたします。

昨年度の統計がまだできておりませぬので、昭和四十年年度で申しますと、法人が支出した寄付金の総額は三百億円、このうち指定寄付金は九十六億円、試験研究法人への寄付金が十八億円、その他百八十六億円でございますが、このうちで政治献金が幾らなされておるかは明確ではございません。

また、今回の寄付に対する税制上の特例措置によつて政治献金がどの程度増減するかということもございまして、個人が政党に寄付する慣習はいつておりませぬので、今度の税制によつて相当政党への寄付ということの要因になるんじゃないかと思ひます。したがって、個人の政党への寄付金はある程度ふえるというふうに見ていまして、法人の政治献金は非常に制限がきびしくございまして、献金の金額は非常に私どもは減少すると見ております。したがって、税収において、この措置をとつたために税収が減るといふことは、いまのところないというふうには思つております。(拍手)

〔国務大臣藤枝泉介君登壇、拍手〕
○国務大臣(藤枝泉介君) 永久選挙人名簿の発足当時は、年二回が選挙管理委員会の能力の限界で

ございまして。しかし、本年一月行なわれました総選挙におきまして、いろいろな問題がございましたので、その後、選挙管理委員会等の意見も聞きまして、今回四回に改正をいたしましたわけでございまして、四回にわたつても、なお御指摘のような場合は最悪の場合には起こらうと思ひます。いま御審議中の住民基本台帳制度が数年後に発足いたしますが、発足をいたしますならば、これはもう基本台帳に載つたものを職権で選挙人名簿に載せるわけでございますから、新有権者が選挙権を行使できないというような事象はなくなるわけでございます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) これにて質疑の通告者の発言は全部終了いたしました。質疑は終了したものと認めます。

○議長(重宗雄三君) 日程第二、消防法及び消防組法の一部を改正する法律案(内閣提出)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。地方行政委員長仲原善一君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

消防法及び消防組法の一部を改正する法律案

右案
昭和三十二年五月十七日
内閣総理大臣 佐藤 榮作
消防法及び消防組法の一部を改正する法律案
消防法及び消防組法の一部を改正する法律案

〔消防法の一部改正〕
第一条 消防法(昭和二十三年法律第百八十六号)の一部を次のように改正する。

第二章中第九条の二を第九条の三とし、第九条の次に次の一条を加える。
第九条の二 圧縮アセチレンガス、液化石油ガスその他の火災予防又は消火活動に重大な支障を生ずるおそれのある物質で政令で定めるものを貯蔵し、又は取り扱う者は、あらかじめ、その旨を所轄消防長又は消防署長に届け出なければならぬ。ただし、船舶、自動車、航空機、鉄道又は軌道により貯蔵し、又は取り扱う場合その他政令で定める場合は、この限りでない。

前項の規定は、同項の貯蔵又は取扱いを廃止する場合について準用する。
第七章の二中第三十五条の八を第三十五条の九とし、第三十五条の七に次の一項を加え、同条を第三十五条の八とする。

消防組法(昭和二十二年法律第二百二十六号)第二十一条の規定は、第三十五条の六第二項の規定により都道府県が救急業務を行なう場合について準用する。この場合において、同法第二十一条中「市町村」とあるのは「市町村及び都道府県」と、「消防」とあるのは「救急業務」と、「市町村長」とあるのは「市町村長及び都道府県知事」と読み替へるものとする。

第三十五条の六を第三十五条の七とし、第三十五条の五の次に次の一条を加える。
第三十五条の六 都道府県知事は、救急業務を行なつていない市町村の区域に係る道路の区間で交通事故の発生が頻繁であると認められるものについて当該交通事故により必要とされる救急業務を、関係市町村の意見をきいて、救急業務を行なつている他の市町村に実施するよう要請することができる。この場合において、その要請を受けた市町村は、当該要請に係る救急業務を行なうことができる。

都道府県は、救急業務を行なつていない市町村の区域に係る高速自動車国道又は一般国道

道のうち交通事故により必要とされる救急業務が特に必要な区間として政令で定める区間(前項の要請により救急業務が行なわれている道路の区間を除く。)について、当該救急業務を行なうていない市町村の意見をきいて、当該救急業務を行なうものとする。この場合において、当該救急業務に従事する吏員その他の職員は、地方公務員法(昭和二十五年法律第二百六十一号)の適用については、消防職員とする。

第三十六条の二中「第三十五条の六第一項の規定により」を「第三十五条の七第一項の規定により市町村が行なう」に改め、同条に次の一項を加える。

前項の規定は、都道府県が行なう救急業務に協力した者について準用する。

第四十六条中「第九条の二」を「第九条の三」に改める。

(消防組織法の一部改正)

第二条 消防組織法の一部を次のように改正する。

第四条中第一号を削り、第二号を第一号とし、同号の次に次の一号を加える。

二 消防に關する市街地の等級化に關する事項(都道府県の所掌に係るものを除く。)

第四条第十六号中「市町村の行なう」を削る。

第四条の四第二項の次に次の一項を加える。

消防大学校は、前項に規定する事務のほか、消防学校又は消防職員及び消防団員の訓練機関に対し、教育訓練の内容及び方法について、必要な技術的援助を行なう。

第十八条の二中第十号を第十一号とし、第九号の次に次の一号を加える。

十 消防に關する市街地の等級化に關する事項(消防庁長官が指定する市に係るものを除く。)

附則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第一条中消防法第九条の二を第九条の三とし、第九条の次に一條を加える改正規定及び同法第四十六条の改正規定並びに第二条中消防組織法第四条第一号及び第二号に係る改正規定並びに同法第十八条の二の改正規定は、昭和四十三年四月一日から施行する。

(経過規定)

2 この法律の施行の際、現に改正後の第九条の二第一項に規定する物資を貯蔵し、又は取り扱っている者に対する同項の規定の適用については、同項中「あらかじめ」とあるのは、「昭和四十三年四月一日から三十日以内」とする。

(消防団員等公務災害補償等共済基金法の一部改正)

3 消防団員等公務災害補償等共済基金法(昭和三十一年法律第七号)の一部を次のように改正する。

第一条中「第三十六条の二」を「第三十六条の二第一項」に改める。

〔中原善一君登壇、拍手〕

○中原善一君 たいま議題となりました消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、最近における交通事故の激増に対処し、人命救護の徹底を期するために、救急業務を行なっていない市町村の区域で、特に交通事故が多発している高速自動車国道及び一般国道について都道府県が救急業務を行なうものとし、また、液化石油ガス等による災害を予防するため、これらの物資を貯蔵したまたは取り扱者は消防長または消防署長に届け出させること等をおもな内容とするものであります。

委員会におきましては、救急業務の整備、液化石油ガスの保安の確保等について熱心に審査いたしました。その詳細は會議録に譲ります。

質疑を終了し、採決をいたしました結果、本案は原案のとおり全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、都道府県が行なう救急業務の実施については、やむを得ない場合に限り、市町村の救急業務の充実をはかること、及びプロパン等液化石油ガスの保安の確保をはかること等について、全会一致をもって附帯決議を付することに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第三、中小企業振興事業団法(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長鹿島俊雄君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

中小企業振興事業団法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十二年六月二十七日
衆議院議長 石井光次郎
参議院議長 重宗 雄三殿

中小企業振興事業団法案

質疑を終了し、採決をいたしました結果、本案は原案のとおり全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、都道府県が行なう救急業務の実施については、やむを得ない場合に限り、市町村の救急業務の充実をはかること、及びプロパン等液化石油ガスの保安の確保をはかること等について、全会一致をもって附帯決議を付することに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第三、中小企業振興事業団法(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長鹿島俊雄君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

中小企業振興事業団法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十二年六月二十七日
衆議院議長 石井光次郎
参議院議長 重宗 雄三殿

中小企業振興事業団法案

質疑を終了し、採決をいたしました結果、本案は原案のとおり全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、都道府県が行なう救急業務の実施については、やむを得ない場合に限り、市町村の救急業務の充実をはかること、及びプロパン等液化石油ガスの保安の確保をはかること等について、全会一致をもって附帯決議を付することに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第三、中小企業振興事業団法(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長鹿島俊雄君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

中小企業振興事業団法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十二年六月二十七日
衆議院議長 石井光次郎
参議院議長 重宗 雄三殿

中小企業振興事業団法案

中小企業振興事業団法

目次

第一章 総則(第一条—第八条)

第二章 役員等(第九条—第十九条)

第三章 業務(第二十条—第二十二条)

第四章 財務及び会計(第二十三条—第三十二条)

第五章 監督(第三十三条—第三十四条)

第六章 雑則(第三十五条—第三十七条)

第七章 罰則(第三十八条—第四十条)

附則

第一章 総則

(目的)

第一条 中小企業振興事業団は、中小企業の経済的社会的存立基盤の変化に対処し、中小企業構造の高度化を促進するために必要な指導、資金の貸付け等の事業を総合的に実施するとともに、中小企業の経営管理の合理化及び技術の向上を図るために必要な研修、指導等の事業をあわせて行なうことにより、中小企業の振興に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「中小企業者」とは、次の各号の一に該当する者をいう。

一 資本の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であつて、工業、鉱業、運送業その他の業種(次号に掲げる業種及び第三号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

二 資本の額又は出資の総額が一千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であつて、商業又はサービス業(次号の政令で定める業種を除く。)に属する事業を主たる事業として営むもの

三 資本の額又は出資の総額がその業種ごとに

質疑を終了し、採決をいたしました結果、本案は原案のとおり全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

なお、本案に対し、都道府県が行なう救急業務の実施については、やむを得ない場合に限り、市町村の救急業務の充実をはかること、及びプロパン等液化石油ガスの保安の確保をはかること等について、全会一致をもって附帯決議を付することに決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 総員起立と認めます。よって、本案は全会一致をもって可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第三、中小企業振興事業団法(内閣提出、衆議院送付)を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。商工委員長鹿島俊雄君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

中小企業振興事業団法案
右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十二年六月二十七日
衆議院議長 石井光次郎
参議院議長 重宗 雄三殿

中小企業振興事業団法案

集、調査及び研究を行ない、並びにその成果を普及すること。

六 前各号の業務に附帯する業務を行なうこと。

七 前各号に掲げるもののほか、第一条の目的を達成するために必要な業務を行なうこと。

2 次に掲げる者は、中小企業構造の高度化を促進するため特に必要がある場合には、通商産業省令で定めるところにより、中小企業者とみなして、前項第一号、第二号及び第四号の規定を適用する。

一 第二条第一号から第三号までの各号の一に該当する者(以下「中小事業者」という。)が他の中小事業者と合併をし、又は他の中小事業者とともに資本の額若しくは出資の総額の三分の二以上の額の出資をして設立する会社(合併後存続する会社を含む。)であつて、その合併若しくは設立をした日から三年を経過しないもの。

二 中小事業者から出資を受けた会社(当該出資を受ける際に中小事業者であつたものに限る。)であつて、その出資を受けた日から三年を経過しないもの。

3 第一項第二号イ及びロの中小企業構造の高度化に寄与する事業並びに同項第三号の業務の範囲は、政令で定める。

4 事業団は、第一項第七号に掲げる業務を行なおうとするときは、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(業務の委託)

第二十一条 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、政令で定める金融機関に対し、前条第一項第三号の業務のうち同項第二号イに掲げるものの一部を委託することができる。

2 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、地方公共団体その他政令で定める者に対し、前条第一項第三号の業務のうち同項第二号ロに掲げるものの一部を委託することができる。

3 第一項の政令で定める金融機関は、他の法律

の規定にかかわらず、同項の規定による委託を受け、当該業務を行なうことができる。

4 第一項の規定により業務の委託を受けた金融機関又は第二項の規定により業務の委託を受けた同項の政令で定める者の役員又は職員であつて当該委託業務に従事するものは、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。

(業務方法書)

第二十二条 事業団は、業務開始の際、業務方法書を作成し、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の業務方法書に記載すべき事項は、通商産業省令で定める。

第四章 財務及び会計

(事業年度)

第二十三条 事業団の事業年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

(予算等の認可)

第二十四条 事業団は、毎事業年度、予算、事業計画及び資金計画を作成し、当該事業年度の開始前に、通商産業大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(財務諸表)

第二十五条 事業団は、毎事業年度、財産目録、貸借対照表及び損益計算書(以下「財務諸表」という。)を作成し、当該事業年度の終了後三月以内に通商産業大臣に提出し、その承認を受けなければならない。

2 事業団は、前項の規定により財務諸表を通商産業大臣に提出するときは、これに当該事業年度の事業報告書及び予算の区分に従い作成した決算報告書を添え、かつ、財務諸表及び決算報告書に関する監事の意見をつけなければならない。

(利益及び損失の処理)

第二十六条 事業団は、毎事業年度、損益計算に

おいて利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失をうめ、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として積み立てなければならない。

2 事業団は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

(借入金及び中小企業振興債券)

第二十七条 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、長期借入金若しくは短期借入金をし、又は中小企業振興債券(以下「債券」という。)を発行することができる。

2 前項の規定による短期借入金は、当該事業年度内に償還しなければならない。ただし、資金の不足のため償還することができないときは、その償還することができない金額に限り、通商産業大臣の認可を受けて、これを借り換えることができる。

3 前項ただし書の規定により借り換えた短期借入金は、一年以内に償還しなければならない。

4 第一項の規定による債券の債権者は、事業団の財産について他の債権者に先だつて自己の債権の弁済を受ける権利を有する。

5 前項の先取特権の順位は、民法の規定による一般の先取特権に次ぐものとする。

6 事業団は、通商産業大臣の認可を受けて、債券の発行に関する事務の全部又は一部を銀行又は信託会社に委託することができる。

7 商法(明治三十二年法律第四十八号)第三百九条から第三百十一条まで(受託会社の権限及び義務)の規定は、前項の規定により委託を受けた銀行又は信託会社に準用する。

8 第一項及び第四項から前項までに定めるもののほか、債券に関し必要な事項は、政令で定める。

(債務保証)

第二十八条 政府は、法人に対する政府の財政援助

の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第三条の規定にかかわらず、国会の議決を経た金額の範囲内において、事業団の長期借入金又は債券に係る債務(国際復興開発銀行等からの外資の受入に関する特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第五十一号)第二条の規定に基づき政府が保証契約をすることができ、債務を除く。)について保証することができる。

(償還計画)

第二十九条 事業団は、毎事業年度、長期借入金及び債券の償還計画をたてて、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

(余裕金の運用)

第三十条 事業団は、次の方法によるほか、業務上の余裕金を運用してはならない。

一 国債その他通商産業大臣の指定する有価証券の保有

二 銀行その他通商産業大臣の指定する金融機関への預金若しくは金銭信託又は郵便貯金(給与及び退職手当の支給の基盤)

第三十一条 事業団は、その役員及び職員に対する給与及び退職手当の支給の基準を定めようとするときは、通商産業大臣の承認を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

(通商産業省令への委任)

第三十二条 この法律に規定するもののほか、事業団の財務及び会計に關し必要な事項は、通商産業省令で定める。

第五章 監督

(監督)

第三十三条 事業団は、通商産業大臣が監督する。

2 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団に対し、その業務に關し監督上必要な命令をすることができ、

(報告及び検査)

第三十四条 通商産業大臣は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、事業団若し

くは第二十一条第一項若しくは第二項の規定により業務の委託を受けた者(以下「受託者」という)に対し、その業務に關し報告をさせ、又はその職員に、事業団若しくは受託者の事務所その他の事業所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。ただし、受託者に対しては、当該委託業務の範囲に限る。

2 前項の規定により職員が立入検査をする場合においては、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

第六章 雑則

(解散)
第三十五条 事業団の解散については、別に法律で定める。

(大蔵大臣との協議)
第三十六条 通商産業大臣は、次の場合には、大蔵大臣と協議しなければならない。

一 第二十条第二項、第二十二條第二項又は第三十二條の通商産業省令を定めようとするとき。

二 第二十一条第一項若しくは第二項、第二十条第一項、第二十四條、第二十七條第一項、第二項ただし書若しくは第六項又は第二十九條の認可をしようとするとき。

三 第二十五条第一項又は第三十一条の承認をしようとするとき。

四 第三十条第一号又は第二号の規定による指定制をしようとするとき。

(他の法令の準用)
第三十七條 不動産登記法(明治三十二年法律第二十四号)及び政令で定めるその他の法令については、政令で定めるところにより、事業団を国の行政機関とみなして、これらの法令を準用する。

第七章 罰則

第三十八條 第三十四條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合においては、その違反行為をした事業団又は受託者たる金融機関若しくは第二十一条第二項の政令で定める者の役員又は職員は、三万円以下の罰金に処する。

第三十九條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした事業団の役員は、三万円以下の罰金に処する。

一 この法律の規定により通商産業大臣の認可又は承認を受けなければならない場合において、その認可又は承認を受けなかつたとき。

二 第六條第一項の規定による政令に違反して登記することを怠つたとき。

三 第二十条第一項に規定する業務以外の業務を行なつたとき。

四 第三十条の規定に違反して業務上の余裕金を運用したとき。

五 第三十三條第二項の規定による通商産業大臣の命令に違反したとき。

第四十条 第七條の規定に違反して中小企業振興事業団という名称を用いた者は、一万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、附則第六條及び附則第十三條から第三十一条までの規定は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(事業団の設立)

第二条 通商産業大臣は、事業団の理事長又は監事となるべき者を指名する。

2 前項の規定により指名された理事長又は監事となるべき者は、事業団の成立の時に、この法律の規定により、それぞれ理事長又は監事に任命されたものとする。

第三条 通商産業大臣は、設立委員を命じて、事業団の設立に關する事務を処理させる。

2 設立委員は、事業団の設立の準備を完了したときは、遅滞なく、政府に対し、出資金の払込みの請求をしなければならない。

3 設立委員は、出資金の払込みがあつた日において、その事務を前条第一項の規定により指名された理事長となるべき者に引き継がなければならぬ。

第四条 附則第二条第一項の規定により指名された理事長となるべき者は、前条第三項の規定による事務の引継ぎを受けたときは、遅滞なく、政令で定めるところにより、設立の登記をしなければならない。

第五条 事業団は、前条の規定による設立の登記をすることによつて成立する。

第六條 中小企業高度化資金融通特別会計法(昭和三十三年法律第七十二号)は、廃止する。

第六條 中小企業高度化資金融通特別会計法(昭和三十三年法律第七十二号)は、廃止する。

2 中小企業高度化資金融通特別会計の昭和四十二年四月一日に始まる会計年度は、中小企業高度化資金融通特別会計法の廃止の日の前日に終わるものとする。

3 中小企業高度化資金融通特別会計の昭和四十二年及び昭和四十二年年度の決算の処理に關しては、なお従前の例による。

(中小企業高度化資金融通特別会計からの権利及び義務の承継等)
第七條 中小企業高度化資金融通特別会計法の廃止の際現に中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年法律第十五号)第三條第一項の規定による中小企業高度化資金の貸付事業又は同條第二項の規定による中小企業共同工場貸与事業を行なう都道府県に対する貸付けに關し国が有する権利及び義務は、事業団の成立の時に、この事業団が承継する。

2 前項の規定により事業団が国の有する権利及び義務を承継したときは、その承継の際における中小企業高度化資金融通特別会計の資産の価額から負債の価額を控除した残額に相当する金額は、事業団の設立に際し政府から事業団に出資されたものとする。

資されたものとする。

(日本中小企業指導センターの解散等)
第八條 中小企業指導法第八條の規定により設置された日本中小企業指導センター(以下「指導センター」という)は、事業団の成立の時に、この事業団が承継する。

2 指導センターの昭和四十二年四月一日に始まる事業年度は、指導センターの解散の日の前日に終わるものとする。

3 指導センターの昭和四十一年度及び昭和四十二年年度の決算及び損益の処理に關しては、なお従前の例による。

4 第一項の規定により事業団が指導センターの権利及び義務を承継したときは、その承継の際における指導センターに対する政府の出資金に相当する金額は、事業団の設立に際し政府から事業団に出資されたものとする。

5 事業団は、第一項の規定により指導センターの権利及び義務を承継した場合において、中小企業指導法附則第六條第四項の規定により積み立てられている積立金に相当する金額は、第二十六條第一項の規定による積立金と區別して、積み立てなければならない。

6 第一項の規定により指導センターが解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(非課税)
第九條 前條第一項の規定により事業団が権利を承継する場合における当該承継に係る不動産の取得については、不動産取得税を課することができない。

(経過規定)
第十條 この法律の施行の際現に中小企業振興事業団という名称を使用している者については、第七條の規定は、この法律の施行後六月間は、適用しない。

第十一條 事業団の最初の事業年度は、第二十三條の規定にかかわらず、その成立の日開始する。

り、昭和四十三年三月三十一日に終わるものとす。

第十二条 事業団の最初の事業年度の予算、事業計画及び資金計画については、第二十四条中「当該事業年度の開始前」とあるのは、「事業団の成立後遅滞なく」とする。

(中小企業近代化資金等助成法の一部改正) 第十三条 中小企業近代化資金等助成法の一部を次のように改正する。

第一条中「中小企業者の事業の共同化、工場及び店舗の集約化その他中小企業構造の高度化に必要な資金又は」を削り、「貸付け等」を「貸付け」に改める。

第二条第二項を削り、同条第三項中「第三条の二に規定する」を「次条第一項各号に掲げる」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。

第三条を削る。

第三条の二第一項第一号中「(前条第一項に規定するものを除く。)」を削り、同条を第三条とする。

第四条の見出しを「貸付金の限度」に改め、同条中「中小企業高度化資金又は」及び「施設」を削る。

第五条の見出しを「利率及び償還期間」に改め、同条第一項中「中小企業高度化資金又は」及び「中小企業高度化資金にあつては十年を、中小企業設備近代化資金にあつては」を削り、同条第二項を削る。

第六条第一項中「中小企業高度化資金又は」を削り、「借主(貸与機関を除く。)」に對し、中小企業共同工場の譲渡又は貸付けについては譲受人又は借主に對しを、借主(貸与機関を除く。)に對しに改め、同条第二項中「又は譲受人」を削る。

第七条の見出しを「(期限前償還)」に改め、同条第一項中「中小企業高度化資金又は」を削り、同条第二項を削る。

第八条の見出しを「(償還の免除)」に改め、同

条第一項中「次の各号に掲げる」を「災害その他の借主(借主が貸与機関であるときは、貸与機関から設備の譲渡し又は貸付けを受けた者)の責めに帰することができない理由により、借主が貸付けを受けて設置した設備(借主が貸与機関であるときは、貸与機関が譲り渡し、又は貸し付けた設備)が滅失した」に改め、「中小企業高度化資金又は」及び各号を削り、同条第二項を削る。

第九条第一項中「又は譲受人」及び「若しくは譲渡の対価若しくは貸付料を支払わず」を削り、「第七条第一項第二号若しくは第二項第二号」を「第七条第二号」に改め、同条第二項中「又は譲受人」を削り、「第七条第一項第一号若しくは第三号又は第二項第一号若しくは第三号」を「第七条第一号又は第三号」に改め、「又は中小企業共同工場の譲渡の日」及び「又は譲渡の対価」を削る。

第十条第一項中「中小企業高度化資金の貸付事業、中小企業共同工場貸与事業又は」を削り、同条第二項及び第三項を次のように改める。
2 前項の特別会計(以下「県の特別会計」という。)においては、都道府県の一般会計(以下「県の一般会計」という。)からの繰入金、第三項第一項の規定による国からの補助金(以下「国からの補助金」という。)、償還金(第七條の規定による請求に係る償還金を含む。)、前条の違約金及び附属雑収入をもつてその歳入とし、貸付金及び第十三條の規定による納付金その他の諸費をもつてその歳出とする。

3 中小企業振興事業団法(昭和四十二年法律第 号)第二十条第一項第二号の規定により中小企業振興事業団から資金の貸付けを受けて同号イ若しくはロに掲げる事業を行なう都道府県又は中小企業振興事業団に対する同項第三号の資金の貸付けを行なう都道府県にあつては、その経理を県の特別会計においてあわせて行なうことができる。この場合に

おいては、当該都道府県は、当該経理を他の経理と区分して行なうものとする。

第十一条の見出し中「貸付金又は」を削り、同条第一項及び第二項を削り、同条第三項を同条とする。

第十二条の二を削る。

第十二条第一項中「国からの貸付金の貸付け又は及び」中小企業高度化資金の貸付事業、中小企業共同工場貸与事業又は」を削り、同条第二項中「中小企業高度化資金の貸付事業、中小企業共同工場貸与事業又は」を削る。

第十三条の見出し中「中小企業設備近代化資金の」を削る。

第十四条を次のように改める。

第十四条 削除
第十五条中「第三条の二」を「第三条」に改める。

(中小企業近代化資金等助成法の一部改正に伴う経過規定)
第十四条 前条の規定による改正前の中小企業近代化資金等助成法第三条の規定により国から都道府県に貸し付けられた資金を財源の一部とする同条第一項の中小企業高度化資金の貸付事業及び同条第二項の中小企業共同工場貸与事業の実施については、なお従前の例による。ただし、当該事業に係る貸付金の償還期間又は施設

の譲渡しの対価の支払期間若しくは貸付けの期間は、政令で定めるところにより、延長することができる。
(中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律の一部改正)
第十五条 中小企業振興資金等助成法の一部を改正する法律(昭和三十八年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項を次のように改める。
2 前項に規定する貸付事業に係る収入金(当該収入金を財源の一部とした貸付事業に係る

収入金のうち政令で定めるものを含む)は、政令で定めるところにより、二の部分に分けてそれぞれ中小企業近代化資金等助成法第三条第一項の中小企業設備近代化資金の貸付事業に係る貸付金の財源に充てるため交付を受けた国からの補助金及び当該財源に充てられた同法第十条第二項の県の一般会計から同項の県の特別会計に繰り入れた金額とみなして、同法第十三條の規定を適用する。

附則第三条第三項を削り、同条第四項を同条第三項とする。
(中小企業指導法の一部改正)
第十六条 中小企業指導法の一部を次のように改正する。

目次を削る。
第一章 総則「を削る。」
第一条中「日本中小企業指導センター」を「中小企業振興事業団」に改める。

第二条第四号中「前三号」を「第一号から第三号までの各号」に改め、「あるもの」の下に「(前号に掲げるものを除く。)」を加え、同号を同条第五号とし、同号の前に次の一号を加える。
四 中小企業団体の組織に関する法律(昭和三十三年法律第八十五号)第三条第一項に規定する中小企業団体

第二章 中小企業指導事業「を削る。」
第三条第一項及び第二項中「日本中小企業指導センター」を「中小企業振興事業団」に改める。
第三章を削る。

(中小企業指導法の一部改正に伴う経過規定)
第十七条 前条の規定の施行前にした改正前の中小企業指導法の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(中小企業信用保険法の一部改正)
第十八条 中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)の一部を次のように改正す

る。
 第二項第三項第六号中「中小企業近代化資金等助成法」を「中小企業振興事業法(昭和四十二年法律第 号)附則第十三条の規定による改正前の中小企業近代化資金等助成法」に改める。
 第二項第三項に次の一号を加える。
 九 中小企業振興事業法第二十条第一項第二号の規定により資金の貸付けを受けた都道府県から当該資金を財源の一部とした資金の貸付け又は施設の譲渡を受けた者及び同項第三号の規定により中小企業振興事業団から資金の貸付け又は施設の譲渡を受けた者並びにこれらの者が同法第二条第四号又は第五号に掲げる者であるときは、その直接又は間接の構成員(前各号に掲げるものを除く。)

(激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正)
 第十九条 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和三十七年法律第百五十号)の一部を次のように改正する。
 第十三条第一項中「又は第三条の二第二項を削り、「第五条第一項」を「第五条」に改め、同条第二項を削る。
 (激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律の一部改正に伴う経過規定)
 第二十条 附則第十三条の規定による改正前の中小企業近代化資金等助成法第三条第一項に規定する貸付けに係る貸付金及び同法第五条第二項の中小企業共同工場については、前条の規定による改正後の激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律第十三条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部改正)
 第二十一条 租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)の一部を次のように改正する。
 第四十三条第一項の表中

昭和四十二年七月十日 参議院会議録第二十三号

中小企業振興事業法

三 中小企業近代化資金等助成法(昭和三十一年法律第百十五号)第三条第一項第三号の二に規定する事業協同組合若しくは事業協同小組合又は同号に規定する法人で小売商業を営むもの

三 事業協同組合若しくは事業協同小組合(これらの組合の組合員たる資格に係る事業が商業であるものに限る。)又は商業を営む中小企業振興事業団法(昭和四十二年法律第 号)第二条第一号から第三号までに掲げる者(以下この号において「中小商業者」という。)が他の中小商業者と合併を若しくは他の中小商業者とともに出資をして設立する法人(合併後存続する法人を含む。)であつて小売商業を行なうもの

同号に規定する小売商業店舗共同化計画に基づいて設置される建物及び建物附属設備のうち政令で定めるもの

都道府県又は中小企業振興事業団から同法第二十条第一項第二号イ又はロの資金の貸付け又は施設の譲渡を受け取得する小売商業の経営形態の近代化を図るための建物及び建物附属設備のうち政令で定めるもの

改める。
 第五十六条の二第一項中「第二条第四項」を「第二条第三項」に改める。
 第七十八条の三「中小企業近代化資金等助成法第三条第一項第四号に規定する事業協同組合等の組合員若しくは」を「事業協同組合若しくは事業協同小組合又はこれらの組合のみを会員とする協同組合連合会(以下「事業協同組合」という。)の組合員又は」に改め、「中小企業者」の下に「中小企業振興事業法第二条第一号から第三号までに掲げる者をいう。」を加え、「中小企業近代化資金等助成法第三条第一項第四号イに掲げる資金の貸付けを受けて作成した同号の工場等集約化計画若しくは店舗集約化計画に基づき取得し、若しくは造成した」の又は同条第二項に規定する中小企業共同工場貸与事業により都道府県から譲渡を受けたもの」を、中小企業振興事業法第二十条第一項第二号イの資金の貸付けを受けて取得し若しくは造成したもとの又は同号ロの規定により譲渡を受けたもの」に改める。

2 附則第十三条の規定による改正前の中小企業近代化資金等助成法第三条第一項第四号に規定する事業協同組合等が同号イに掲げる資金の貸付けを受けて作成した同号の工場等集約化計画若しくは店舗集約化計画に基づき取得し若しくは造成した土地又は同条第二項に規定する中小企業共同工場貸与事業により都道府県から譲渡を受けた土地を当該事業協同組合等からその組合員又は所属員たる中小企業者が取得する場合は、前条の規定による改正後の租税特別措置法第七十八条の三の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(租税特別措置法の一部改正)
 第二十二條 附則第十三条の規定による改正前の中小企業近代化資金等助成法第三条第一項第三

別表第一第一号の表中日本中小企業指導センターの項を削り、中小企業金融公庫の項の次に次のように加える。
 中小企業振興事業団
 (昭和四十二年法律第 号)

(法人税法の一部改正)
 第二十四条 法人税法(昭和四十年法律第三十四号)の一部を次のように改正する。
 別表第一第一号の表中日本中小企業指導センターの項を削り、中小企業金融公庫の項の次に次のように加える。
 中小企業振興事業団
 (昭和四十二年法律第 号)

(印紙税法の一部改正)
 第二十五条 印紙税法(昭和四十二年法律第 号)の一部を次のように改正する。
 別表第二中日本中小企業指導センターの項を削り、中小企業金融公庫の項の次に次のように加える。
 中小企業振興事業団
 (昭和四十二年法律第 号)

(登録免許税法の一部改正)
 第二十六条 登録免許税法(昭和四十二年法律第 号)の一部を次のように改正する。
 別表第二中日本中小企業指導センターの項を削り、中小企業金融公庫の項の次に次のように加える。
 中小企業振興事業団
 (昭和四十二年法律第 号)

(地方税法の一部改正)
 第二十七条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
 第七十二条の四第一項第二号中「金銭質物探査促進事業団」の下に「中小企業振興事業団」を加え、同項第三号中「日本中央競馬会及び日本中小企業指導センター」を「及び日本中央競馬会」に改める。

中小企業振興事業団法
 (昭和四十二年法律第 号)

中小企業振興事業団
 (昭和四十二年法律第 号)

中小企業振興事業団
 (昭和四十二年法律第 号)

中小企業振興事業団
 (昭和四十二年法律第 号)

中小企業振興事業団
 (昭和四十二年法律第 号)

中小企業振興事業団
 (昭和四十二年法律第 号)

第七十三條の四第一項第十七号を次のように改める。

十七 中小企業振興事業団が中小企業振興事業団法(昭和四十二年法律第...号)第二十條第一項第三号に規定する業務(同項第二号ロに掲げるものに限る。)及び同項第四号に規定する業務の用に供する不動産で政令で定めるもの。

第七十三條の十四第五項を次のように改める。 都道府県又は中小企業振興事業団から中小企業振興事業団法第二十條第一項第二号イ又はロの資金の貸付け又は施設の譲渡を受けて、中小企業構造の高度化に寄与する事業の用に供する施設で政令で定めるものを取得した場合における当該施設の取得に對して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該貸付けを受けた額又は当該施設の譲渡しの対価の額から当該施設の引渡しを受ける時までに支払うべき額を控除した残額に相当する額を価格から控除するものとする。

第七十三條の二十七の五の見出し中「又は計画組合を削り、同條第一項中「中小企業近代化資金等助成法第三條第一項第四号の事業協同組合等若しくは同項第五号の計画組合が、同項第四号若しくは第五号の規定に基づき資金の貸付けを受けて」を、事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合又は商店街振興組合連合会(以下この項において「事業協同組合等」といふ。)が、都道府県若しくは中小企業振興事業団から中小企業振興事業団法第二十二條第一項第二号イ若しくはロの資金の貸付け若しくは施設の譲渡を受けて、中小企業構造の高度化に寄与する事業で政令で定めるものの用に供する」に、「若しくは計画組合の組合員」を、の組合員に改め、「当該事業協同組合等若しくは計画組合による当該不動産の取得又は」を削る。

第二百一十二 中小企業振興事業団が中小企業振興事業団法第二十條第一項第四号に規定する業務の用に供する固定資産で政令で定めるもの(地方税法の一部改正に伴う経過規定) 第二十八條 中小企業等協同組合、商工組合若しくは商工組合連合会が附則第十三條の規定による改正前の中小企業近代化資金等助成法第三條第一項の規定による政府の助成に係る資金の貸付けを受けて、中小企業経営の近代化若しくは合理化のための中小企業者の共同利用に供する施設を取得した場合又は事業協同組合若しくは事業協同小組合若しくは協同組合連合会が同條第二項の規定による政府の助成に係る施設を地方公共団体から譲渡を受けた場合における当該施設の取得に對して課する不動産取得税の課税標準の算定については、前條の規定による改正後の地方税法第七十三條の十四第五項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附則第十三條の規定による改正前の中小企業近代化資金等助成法第三條第一項第四号の事業協同組合等又は同項第五号の計画組合が、同項第四号又は第五号の規定に基づき資金の貸付けを受けて不動産を取得し、かつ、当該不動産の取得の日から五年以内に当該事業協同組合等又は計画組合の組合員又は所屬員に当該不動産を譲り渡した場合において、当該事業協同組合等又は計画組合による当該不動産の取得に對して課する不動産取得税については、前條の規定による改正後の地方税法第七十三條の二十七の五第一項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(行政管理局設置法の一部改正) 第三十條 行政管理局設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。 第二條第十二号中「金属鉱物探鉱促進事業団」の下に、「中小企業振興事業団」を加える。(中小企業庁設置法の一部改正) 第三十一條 中小企業庁設置法(昭和二十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。 第三條第一項第四号の二の三を次のように改める。 四の二の三 中小企業振興事業団に關するこ

もつて本委員会の決議とすることに決定いたしました。 右、御報告申し上げます。(拍手) ○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。 本案に賛成の諸君の起立を求めます。 [賛成者起立] ○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よつて、本案は可決せられました。 ○議長(重宗雄三君) 日程第四、中小漁業振興特別措置法案。 日程第五、外国人漁業の規制に關する法律案。(いずれも内閣提出、衆議院送付) 以上兩案を一括して議題とすることに御異議ございませんか。 [異議なしと呼ぶ者あり] ○議長(重宗雄三君) 御異議ないと認めます。まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長野知浩之君。 [審査報告書は都合により追録に掲載] 中小漁業振興特別措置法案 右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決した。 よつて国会法第八十三條により送付する。 昭和四十二年六月十三日 衆議院議長 石井光次郎 参議院議長 重宗 雄三殿 (小字は衆議院修正)

中小漁業振興特別措置法案 (目的) 第一條 この法律は、生産性の向上その他経営の近代化を促進してその振興を図ることが特に必要であると認められる業種に係る中小漁業につ

き、その振興に関する施策を計画的に推進する
ための措置を講ずること等により、漁業の健全
な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「中小漁業者」とは、次
に掲げる者をいう。

- 一 漁業を営む個人又は会社であつて、その常
時使用する従業者の数が三百人以下であり、
かつ、その使用する漁船(漁船法(昭和二十五
年法律第七十八号)第二条第一項に規定す
る漁船をいう。)の合計総トン数が二千トン
をこえない範囲内において政令で定めるトン数
以下であるもの
- 二 漁業を営む漁業協同組合
- 三 漁業生産組合

2 この法律において「指定業種」とは、沿岸漁業
等振興法(昭和三十一年法律第六十五号)第二
条第一項に規定する沿岸漁業以外の漁業の業種
であつて、次の各号のすべてに該当するものと
して政令で定めるものをいう。

- 一 当該業種に係る漁業生産活動の相当部分が
中小漁業者によつて行なわれていること。
- 二 当該業種に係る漁獲量の変動、漁業経営の
増大等により当該業種に係る漁業を営む中小
漁業者の相当部分の経営が不安定となつてお
り又は不安定となるおそれがあるため、当該
業種に係る中小漁業につき、沿岸漁業等振興
法第九条各号に掲げる事項に關し改善を行な
つてその生産性の向上その他経営の近代化を
促進することにより、その振興を図ることが
特に必要であると認められること。

(中小漁業振興計画)

第三条 農林大臣は、政令で定めるところによ
り、指定業種ごとに、当該指定業種に係る中小
漁業について中小漁業振興計画(以下「振興計
画」という。)を定めなければならない。

2 振興計画においては、次に掲げる事項を定め
るものとする。

- 一 経営規模の拡大、生産行程についての協業
化、資本装備の高度化等経営の近代化の目標
- 二 沿岸漁業等振興法第九条各号に掲げる事項
の改善に関する基本的事項

3 農林大臣は、経済事情の著しい変動のため特
に必要があると認めるときは、振興計画を変更
するものとする。

4 農林大臣は、振興計画を定め、又はこれを変更しようとする
ときは、沿岸漁業等振興審議会の意見をきかなければならな
い。

5 沿岸漁業等振興審議会は、沿岸漁業等振興法第十三条第一項
に規定するもののほか、前項の規定によりその権限に属せら
れた事項を調査審議する。

6 沿岸漁業等振興審議会は、沿岸漁業等振興法第十三条第二項
に規定するもののほか、前項に規定する事項に關し農林大臣に
意見を述べることができる。

(公表及び助言、指導等)

第四条 農林大臣は、前条の規定により振興計画
を定め、又はこれを変更したときは、その要旨
を公表するとともに、その公表に係る振興計画
の達成のために必要な助言、指導及び資金の融
通のあつせんを行なうものとする。

(農林漁業金融公庫からの資金の貸付け)

第五条 農林漁業金融公庫は、指定業種に係る漁
業(以下「指定業種漁業」という。)を営む中小漁
業者に対し、その者の申請に基づき、農林漁業
金融公庫法(昭和二十七年法律第三百五十五号)
で定めるところにより、その者が当該指定業種
に係る振興計画において定められた経営の近代
化の目標に達することとなるように漁船の改
造、建造若しくは取得又は漁具その他の設備の
改良、造成若しくは取得をするのに必要な資金
の貸付けを行なうものとする。

(合併等の場合の課税の特例)

第六条 農林大臣は、政令で定めるところによ
り、指定業種漁業を営む中小漁業者(漁業協同
組合及び法人税法(昭和四十二年法律第三十四号)
別表第三に掲げる漁業生産組合を除く。以下こ
の条及び次条において同じ。)に対し、その者が
指定業種漁業を営む他の法人である中小漁業者
と合併し、又は指定業種漁業を営む他の法人で

ある中小漁業者に対して出資をし、若しくは指
定業種漁業を営む他の中小漁業者とともに出資
をして指定業種漁業を営む法人(会社及び同表
に掲げる漁業生産組合以外の漁業生産組合に限
る)を設立することにより、当該指定業種漁業
を営む中小漁業者のその漁業者の生産性が著しく
向上し、かつ、当該中小漁業者が当該指定業種
に係る振興計画において定められた経営の近代
化の目標に達することとなると認められる旨の
認定をすることができる。

2 農林大臣は、前項に規定する出資をする指定
業種漁業を営む中小漁業者であつて法人である
ものに對し同項の認定をする場合には、政令で
定めるところにより、その者に對し、当該出資
に係る資産が当該出資を受ける法人又は当該出
資に基づいて設立される法人の営む指定業種漁
業の用に供するため必要なものである旨の認定
をあわせてすることができる。

3 第一項若しくは前項の認定を受けた中小漁業

者、第一項の認定に係る合併後存続する法人若
しくは当該合併により設立した法人又は同項の
認定に係る出資を受けた法人若しくは当該出資
に基づいて設立された法人については、租税特
別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)で定め
るところにより、法人税又は登録免許税を軽減
する。

(減価償却の特例)

第七条 指定業種漁業を営む中小漁業者は、租税
特別措置法で定めるところにより、その有する
固定資産について特別償却をすることができる。

附則
1 この法律は、公布の日から施行する。
2 農林漁業金融公庫法の一部を次のように改正
する。
第十八条第三項中「若しくは林業経営の改善」
を「林業経営の改善若しくは中小漁業の経営
の近代化」に改める。

別表第二中

七 沿岸漁業者の経営の近代化を図るため 漁船の改造、建造若しくは取得又は沿岸 漁業に係る生産行程の協業化を計画的に 実施するのに必要な資金であつて第十八 条第一項第五号の二又は第八号に掲げる もののうち主務大臣の指定するもの	年	六分五厘	十年	三年
(一) 漁船の改造、建造又は取得に係るもの	年	六分五厘	十年	三年
(二) 生産行程の協業化に係るもの	年	六分五厘	十五年	三年

七 沿岸漁業者の経営の近代化を図るため漁船の
改造、建造若しくは取得又は沿岸漁業に係る生
産行程の協業化を計画的に実施するのに必要な
資金であつて第十八条第一項第五号の二又は第
八号に掲げるもののうち主務大臣の指定するもの

(一) 漁船の改造、建造又は取得に係るもの	年	六分五厘	十年	三年
(二) 生産行程の協業化に係るもの	年	六分五厘	十五年	三年

八 中小漁業振興特別措置法(昭和四十二年法律
第五号)第五条に規定する資金に該當する資
金であつて第十八条第一項第五号の二又は第八
号に掲げるもののうち主務大臣の指定するもの

年	六分五厘	十年	三年
年	六分五厘	十五年	三年
年	六分五厘	十八年	三年

に改める。

3 總理府設置法(昭和二十四年法律第二百七号)の一部を次のように改正する。

第十五条第一項の表沿岸漁業等振興審議会の項中「沿岸漁業等振興法(昭和三十八年法律第六十五号)の下に」及び「中小漁業振興特別措置法(昭和四十二年法律第 号)」を加える。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

外国人漁業の規制に関する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決しよつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十二年六月十三日

衆議院議長 石井光次郎
参議院議長 重宗 雄三殿

外国人漁業の規制に関する法律案

外国人漁業の規制に関する法律

(趣旨)

第一条 この法律は、外国人がわが国の港その他水域を使用して行なう漁業活動の増大によりわが国漁業の正常な秩序の維持に支障を生ずるおそれがある事態に対処して、外国人が漁業に關してする当該水域の使用の規制について必要な措置を定めるものとする。

(定義)

第二条 この法律において「本邦」とは、本州、北海道、四国、九州及び農林省令で定めるその附屬の島をいう。

2 この法律において「漁業」とは、水産動植物の採捕又は養殖の事業をいう。

3 この法律において「漁獲物等」とは、漁獲物及びその製品をいう。

4 この法律において「外国漁船」とは、日本船舶以外の船舶(農林大臣の指定するものを除く)であつて、次の各号の一に該当するものをいふ。

一 漁ろろ設備を有する船舶

二 前号に掲げる船舶のほか、漁業の用に供され、又は漁場から漁獲物等を運搬している船舶

5 この法律において「本邦の港」とは、港灣法(昭和二十五年法律第二百十八号)第九条第一項(同法第三十三条第二項において準用する場合を含む。)の規定による港灣区域の公告があつた港灣及び漁港法(昭和二十五年法律第三十七号)第二条に規定する漁港をいう。

第三条 次に掲げるものは、本邦の水域において漁業を行なつてはならない。

一 日本国籍を有しない者。ただし、適法に本邦に在留する者で農林大臣の指定するものを除く。

二 外国法に基づいて設立された法人その他の団体又は外国に本店若しくは主たる事務所を有する法人その他の団体。ただし、農林大臣の指定するものを除く。

(寄港の許可)

第四条 外国漁船の船長(船長に代つてその職務を行なう者を含む。以下同じ)は、当該外国漁船を本邦の港に寄港せよとする場合には、次に掲げる行為をすることのみを目的として寄港せよとするときを除き、農林省令で定めるところにより、農林大臣の許可を受けなければならぬ。

一 海難を避け、又は航行若しくは人命の安全を保持するため必要な行為

二 外国から積み出された漁獲物等(政令で定める書類を添附してあるものに限る。以下「外国積出漁獲物等」という。)の本邦への陸揚げ又は他の船舶への転載

三 外国積出漁獲物等以外の漁獲物等の本邦への陸揚げであつて、わが国漁業の正常な秩序の維持に支障を生ずることとならないものとして政令で定めるもの

農林大臣は、前項の許可があつた場合

には、当該寄港によつて外国漁船による漁業活動が助長され、わが国漁業の正常な秩序の維持に支障を生ずるおそれがあると認められるときを除き、同項の許可をしなければならぬ。

(退去命令)

第五条 農林大臣は、前条第一項の規定に違反して外国漁船の船長が当該外国漁船を本邦の港に寄港せよと認められる場合には、当該船長に対し、当該外国漁船を当該本邦の港から退去せよと命ずることが出来る。

(漁獲物等の転載等の禁止)

第六条 外国漁船の船長は、本邦の水域(本邦の港の水域を除く。次項において同じ)において、漁獲物等(外国積出漁獲物等を除く。次項及び第三項において同じ)を、当該外国漁船から他の船舶に転載し、又は他の外国漁船から当該外国漁船に積み込んでならない。

2 外国漁船以外の船舶の船長は、本邦の水域において、漁獲物等を外国漁船から当該船舶に積み込んでならない。

3 外国漁船以外の船舶の船長は、本邦の水域以外の水域において外国漁船から当該船舶に積み込んだ漁獲物等を、本邦の港において、陸揚げし、又は当該船舶から他の船舶に転載してならない。

4 前三項の規定は、わが国漁業の正常な秩序の維持に支障を生ずることとならない場合として政令で定める場合には、適用しない。

(権限の委任)

第七条 第四条第一項及び第五条に規定する農林大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を都道府県知事に委任することが出来る。

(条約の効力)

第八条 この法律に規定する事項に關して条約に別段の定めがあるときは、その規定による。

第九条 次の各号の一に該当する者は、三年以下

の懲役若しくは二十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一 第三条の規定に違反した者

二 第四条第一項の規定に違反して同項の許可を受けないで外国漁船を寄港させた船長

三 第五条の規定による命令に違反した船長

四 第六条第一項から第三項までの規定に違反した船長

2 前項の場合においては、犯人が所有し、又は所持する漁獲物等、船舶又は漁具その他漁業の用に供される物は、没収することができる。ただし、犯人が所有していたこれらの物件の全部又は一部を没収することができないときは、その価額を追徴することができる。

第十条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に關して、前条第一項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対し、同項の罰金を科する。

附則

この法律は、公布の日から起算して九十日を経過した日から施行する。

〔野知浩之君登壇、拍手〕

○野知浩之君 たいま議題となりました二法案につきまして、委員会における審査の経過及び結果を御報告いたします。

まず、中小漁業振興特別措置法案は、特に指定された業種について、計画的にその振興をはかる措置等を講じようとするものであります。

委員会におきましては、沿岸漁業等振興法との関係、融資条件、労働問題等が問題となり、討論採決の結果、本法案は全会一致をもって可決すべきものと決定いたしました。

続いて、川村委員提案の自民、社会、公明三党共同の附帯決議案が、全会一致をもって委員会の決議とすることに決定されました。

次に、外国人漁業の規制に関する法律案は、外国人がわが国の港その他の水域を使用して行なう漁業活動を規制しようとするものであります。

委員会におきましては、日本近海における外国
人漁業、専管水域等が問題となり、討論採決の結
果、本法律案は全会一致をもって可決すべきもの
と決定いたしました。

右御報告いたします。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、こ
れより採決をいたします。

まず、中小漁業振興特別措置法案全部を問題に
供します。本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よっ
て、本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 次に、外国人漁業の規制に
関する法律案全部を問題に供します。本案に賛成
の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よっ
て、本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第六、建設省設置法の
一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)を
議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長豊
田雅孝君。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

建設省設置法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院においてこれを修正議決
した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十二年六月二日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

建設省設置法の一部を改正する法律案
建設省設置法の一部を改正する法律
建設省設置法(昭和二十三年法律第百十三号)の
一部を次のように改正する。

第五条の四第一項中「行わせる」を「行なわせる」
に、「二人を一人」に改める。

第五条の五(見出しを含む)中「首都高速道路公
団監理官」を「都市高速道路公団監理官」に改め、
同条第一項中「第五号の七」の下に「及び第五号の

八」を加え、「行なわせる」を「行なわせる」に改める。
第五条の六を削る。

第十四条第一項中「左の」を「次の」に、「用地部
及び管轄部を、中国地方建設局には用地部を」を
「用地部及び管轄部を」に改める。

第二十二條を削る。

附則
公布の日
昭和四十二年六月一日から施行す
る。
この法律は、

〔豊田雅孝君登壇、拍手〕
○豊田雅孝君 たいま議題となりました建設省
設置法の一部を改正する法律案につきまして、内
閣委員会における審査の経過並びに結果を御報告
申し上げます。

本法律案の内容は、道路関係の公団の監理官制
度を簡素化するため、日本道路公団監理官の定数
を一人減ずるとともに、首都高速道路公団監理官
及び阪神高速道路公団監理官を廃止して、新たに
都市高速道路公団監理官一人を置くこと並びに中
国地方建設局に用地部を設置すること等でありま
す。

委員会における審査の詳細は会議録に譲りたい
と存じます。

質疑を終わり、別に討論もなく、採決の結果、
本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべ
きものと決定いたしました。

以上御報告申し上げます。(拍手)

○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、こ
れより採決をいたします。

本案全部を問題に供します。本案に賛成の諸君
の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よっ
て、本案は可決せられました。

○議長(重宗雄三君) 日程第七、昭和四十年
度一般会計予備費使用総調査(その2)。

日程第八、昭和四十年特別会計予備費使用総
調査(その2)。

日程第九、昭和四十年特別会計予算総則第十
一条に基づく使用総調査。

日程第十、昭和四十年特別会計予算総則第十
一条に基づく使用総調査(その2)。

日程第十一、昭和四十一年度一般会計予備費使
用総調査(その1)。

日程第十二、昭和四十一年度特別会計予備費使
用総調査(その1)。

日程第十三、昭和四十一年度特別会計予算総則
第十一條に基づく使用総調査(その1)。

右は本院において承諾することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十二年六月十五日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

建設省設置法の一部を改正する法律案 昭和四十一年度一般会計予備費使用総調査(その2) 外七件

昭和四十二年七月十日 参議院會議録第二十三号

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕
昭和四十二年二月二十一日
内閣総理大臣 佐藤 榮作
参議院議長 重宗 雄三殿

財政法第十五条第四項の規定によつて、昭和四
十一年度一般会計国庫債務負担行為総調査を別冊
のとおり報告する。

〔別冊は省略する〕

〔亀田得治君登壇、拍手〕

○亀田得治君 たいま議題となりました昭和四
十一年度一般会計予備費使用総調査(その2) 外三
件、昭和四十一年度一般会計予備費使用総調査(そ
の1) 外二件の事後承諾を求める件、及び昭和
四十一年度一般会計国庫債務負担行為総調査につ
いて、決算委員会における審査の経過並びに結果
について報告いたします。

決算委員会におきましては、以上八件につきま
して、去る六月二十八日、大蔵当局から説明を聴
取した後、質疑に入りまして、質疑におきまして
は、予備費使用に際し、ベトナム共和国における
難民救済援助、国際会議等出席のための経費の増
額、高級公務員に対する国家公務員等退職手当法
第五条の適用、公社公団等特殊法人問題、住宅公
団花見川団地買取問題、共和製糖再建問題、災害
復旧事業費の査定等について、各委員から活発な
質疑が行なわれましたが、詳細は会議録によつて
御承知を願います。

かくて、質疑、討論を終わり、採決に入りました。
採決におきましては、まず、討論において社
会、公明、共産の三党から反対意見の閉陳のあり
ました昭和四十一年度一般会計予備費使用総調査
(その2)、昭和四十一年度特別会計予備費使用総調
査(その2)、昭和四十一年度一般会計予備費使用
総調査(その1)、以上三件を一括して、多数を
もつて承諾を与うべきものと議決し、続いて、討
論において公明、共産両党から反対意見の閉陳の
あつた昭和四十一年度特別会計予算総則第十條に基
づく使用総調査、昭和四十一年度特別会計予算総則
第十一條に基づく使用総調査(その2)、昭和四十
一年度特別会計予備費使用総調査(その1)、昭和四
十一年度特別会計予算総則第十一條に基づく使
用総調査(その1)、以上四件につきましても、こ
れまた一括して多数をもつて承諾を与うべきものと
議決した次第であります。

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

昭和四十一年度一般会計予備費使用総調査
(その1)。

昭和四十一年度特別会計予備費使用総調査
(その2)。

昭和四十一年度特別会計予算総則第十條に基
づく使用総調査(その2)。

昭和四十一年度特別会計予算総則第十一條に
基づく使用総調査(その2)。

右は本院において承諾することを議決した。

よつて国会法第八十三条により送付する。

昭和四十二年六月十五日

衆議院議長 石井光次郎

参議院議長 重宗 雄三殿

〔審査報告書は都合により追録に掲載〕

昭和四十一年度一般会計予備費使用総調査
(その1)。

昭和四十一年度特別会計予備費使用総調査
(その1)。

昭和四十一年度特別会計予算総則第十條に
基づく使用総調査(その1)。

昭和四十一年度特別会計予算総則第十一條に
基づく使用総調査(その1)。

昭和四十二年六月十五日

衆議院議長 石井光次郎
参議院議長 重宗 雄三殿

昭和四十二年七月十日 参議院會議録第二十三号

続いて、昭和四十一年度一般会計国庫債務負担行為総調書について採決の結果、これまた多数をもって異議がないと議決した次第であります。

以上報告いたします。(拍手)
○議長(重宗雄三君) 別に御発言もなければ、これより採決をいたします。

まず、昭和四十年年度一般会計予備費使用総調書(その2)、及び昭和四十一年度一般会計予備費使用総調書(その1)全部を問題に供します。三件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって、三件は承認することに決しました。

○議長(重宗雄三君) 次に、昭和四十一年度特別会計予算総則第十條に基づく使用総調書、昭和四十一年度特別会計予算総則第十一條に基づく使用総調書(その2)、昭和四十一年度特別会計予備費使用総調書(その1)及び昭和四十一年度特別会計予算総則第十一條に基づく使用総調書(その1)全部を問題に供します。四件を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって、四件は承認することに決しました。

○議長(重宗雄三君) 次に、昭和四十一年度一般会計国庫債務負担行為総調書を問題に供します。本件は、委員長報告のとおり議決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○議長(重宗雄三君) 過半数と認めます。よって、本件は委員長報告のとおり決せられました。これにて休憩いたします。

午後零時三十六分休憩
〔休憩後開議に至らなかった〕

出席者は左のとおり。

- | | |
|-----|--------|
| 議長 | 重宗 雄三君 |
| 副議長 | 河野 謙三君 |
| 議員 | 林 権三君 |
| | 矢追 秀彦君 |
| | 房枝君 |
| | 黒柳 明君 |
| | 石本 茂君 |
| | 中尾 辰義君 |

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|--------|--------|-------|--------|-------|-------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|------|------|--------|------|------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|---------|--------|--------|--------|-------|-------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 片山 武夫君 | 北條 謙吾君 | 小平 芳平君 | 前田佳都男君 | 伊藤 五郎君 | 鈴木 一弘君 | 大谷 豊雄君 | 寺尾 贊雄君 | 植竹 春彦君 | 山本茂一郎君 | 林田悠紀夫君 | 山内 一郎君 | 宮崎 正雄君 | 平泉 涉君 | 和田 鶴一君 | 高橋文五郎君 | 野知 浩之君 | 温水 三郎君 | 沢田 一精君 | 石井 桂君 | 大谷藤之助君 | 青柳 秀夫君 | 堀本 宜実君 | 鍋島 直昭君 | 井野 領哉君 | 古池 昇三君 | 齋藤 信三君 | 栗原 祐幸君 | 北島 教真君 | 中村喜四郎君 | 任田 新治君 | 玉置 和郎君 | 岡本 悟君 | 金丸 富夫君 | 村上 春藏君 | 柴田 栄君 | 鈴木 万平君 | 天坊 裕彦君 | 西田 信一君 | 田中 茂穂君 | 八木 一郎君 | 三木 吉郎君 | 木内 四郎君 | 安井 謙君 | 横井 太郎君 | 山崎 齊君 | 多田 省吾君 | 向井 長年君 | 白井 勇君 | 林田 正治君 | 岡村文四郎君 | 岡村文一郎君 | 笹森 順造君 | 鬼丸 勝之君 | 中津井 真君 | 佐藤 一郎君 | 柳田桃太郎君 | 船田 謙君 | 八田 一朗君 | 木村 睦男君 | 大森 久司君 | 源田 実君 | 長谷川 仁君 | 吉江 雅保君 | 豊田 勝孝君 | 徳永 正利君 | 佐藤 芳男君 | 堀見 俊二君 | 近藤 鶴代君 | 石原幹二郎君 | 小林 祐一君 | 久保 勘一君 | 西村 尚治君 | 内藤三郎君 | 高橋雄之助君 | 藤田 正明君 | 黒木 利克君 | 丸茂 重貞君 | 谷口 慶吉君 | 後藤 義隆君 | 竹中 恒夫君 | 仲原 善一君 | 迫水 茂嘉君 | 梶原 久吉君 | 森 八三一君 | 西郷吉之助君 | 林屋亀次郎君 | 増原 恵吉君 | 平井 太郎君 | 小山邦太郎君 | 鈴木 市蔵君 | 戸田 菊雄君 | 山崎 昇君 | 村田 秀三君 | 田村 賢作君 | 櫻井 志郎君 | 櫻井 伊平君 | 森部 隆輔君 | 青田源太郎君 | 森中 守義君 | 中村 英男君 | 伊藤 園道君 | 吉武 恵市君 | 田中 一君 | 久保 等君 | 岩間 正男君 | 春日 正一君 | 鈴木 力君 | 鈴木 英行君 | 林 虎雄君 | 野上 元君 | 山本伊三郎君 | 北村 暢君 | 占部 秀男君 | 永岡 光治君 | 水岡 進君 | 龜田 得治君 | 横川 正市君 | 岡田 宗司君 | 松澤 兼人君 | 内閣総理大臣 | 法務大臣 | 大蔵大臣 | 通商産業大臣 | 建設大臣 | 自治大臣 | 農林政務次官 | 久保 勘一君 | 青木 一男君 | 重政 庸徳君 | 前川 且君 | 竹田 現照君 | 木村美智男君 | 近藤英一郎君 | 田中寿美子君 | 鹿島 俊雄君 | 赤岡 文三君 | 津島 文治君 | 大矢 正君 | 柴谷 要君 | 大河原一次君 | 加瀬 完君 | 小柳 牧衛君 | 光村 甚助君 | 大和 与一君 | 須藤 五郎君 | 森 勝治君 | 中村 波男君 | 小林 千代世君 | 武内 五郎君 | 松永 忠二君 | 阿部 竹松君 | 鈴木 壽君 | 岡 三郎君 | 成瀬 轡治君 | 榎 繁夫君 | 木村福八郎君 | 加藤シヅエ君 | 羽生 三七君 | 佐藤 榮作君 | 田中伊三次君 | 水田三喜男君 | 菅野和太郎君 | 西村 英一君 | 藤枝 泉介君 |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|--------|--------|-------|--------|-------|-------|--------|-------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|------|------|--------|------|------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|-------|-------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|-------|--------|---------|--------|--------|--------|-------|-------|--------|-------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|

- 照の七月七日の本会議は開くに至らなかったが、参議院の議事日程を掲載する。
- | | |
|--------|---------|
| 平井 太郎君 | 青木 一男君 |
| 小山邦太郎君 | 重政 庸徳君 |
| 鈴木 市蔵君 | 前川 且君 |
| 戸田 菊雄君 | 竹田 現照君 |
| 山崎 昇君 | 木村美智男君 |
| 村田 秀三君 | 近藤英一郎君 |
| 田村 賢作君 | 田中寿美子君 |
| 櫻井 志郎君 | 鹿島 俊雄君 |
| 櫻井 伊平君 | 赤岡 文三君 |
| 森部 隆輔君 | 津島 文治君 |
| 青田源太郎君 | 大矢 正君 |
| 森中 守義君 | 柴谷 要君 |
| 中村 英男君 | 大河原一次君 |
| 伊藤 園道君 | 加瀬 完君 |
| 吉武 恵市君 | 小柳 牧衛君 |
| 田中 一君 | 光村 甚助君 |
| 久保 等君 | 大和 与一君 |
| 岩間 正男君 | 須藤 五郎君 |
| 春日 正一君 | 森 勝治君 |
| 鈴木 力君 | 中村 波男君 |
| 鈴木 英行君 | 小林 千代世君 |
| 林 虎雄君 | 武内 五郎君 |
| 野上 元君 | 松永 忠二君 |
| 山本伊三郎君 | 阿部 竹松君 |
| 北村 暢君 | 鈴木 壽君 |
| 占部 秀男君 | 岡 三郎君 |
| 永岡 光治君 | 成瀬 轡治君 |
| 水岡 進君 | 榎 繁夫君 |
| 龜田 得治君 | 木村福八郎君 |
| 横川 正市君 | 加藤シヅエ君 |
| 岡田 宗司君 | 羽生 三七君 |
| 松澤 兼人君 | 佐藤 榮作君 |
| 内閣総理大臣 | 田中伊三次君 |
| 法務大臣 | 水田三喜男君 |
| 大蔵大臣 | 菅野和太郎君 |
| 通商産業大臣 | 西村 英一君 |
| 建設大臣 | 藤枝 泉介君 |
| 自治大臣 | 久保 勘一君 |
| 農林政務次官 | |

- 議事日程 第二十三号
昭和四十二年七月七日
午前十時開議
第一 政治資金規正法及び公職選挙法の一部を改正する法律案(趣旨説明)
第二 消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案(内閣提出)
第三 中小企業振興事業団法案(内閣提出、衆議院送付)
第四 中小漁業振興特別措置法案(内閣提出、衆議院送付)
第五 外国人漁業の規制に関する法律案(内閣提出、衆議院送付)
第六 建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)
第七 昭和四十一年度一般会計予備費使用総調書(その2)(衆議院送付)
第八 昭和四十一年度特別会計予算総則第十條に基づく使用総調書(衆議院送付)
第九 昭和四十一年度特別会計予算総則第十條に基づく使用総調書(衆議院送付)
第一〇 昭和四十一年度特別会計予算総則第十一條に基づく使用総調書(その2)(衆議院送付)
第一 昭和四十一年度一般会計予備費使用総調書(その1)(衆議院送付)
第二 昭和四十一年度特別会計予算総則第十條に基づく使用総調書(その1)(衆議院送付)
第三 昭和四十一年度特別会計予算総則第十一條に基づく使用総調書(その1)(衆議院送付)
第一四 昭和四十一年度一般会計国庫債務負担行為総調書

定価 一部 二十五円
(ただし良質紙は三十円)
(配送料別)

発行所 東京部港区赤坂英町二番地
大蔵省印刷局
電話 東京 五八一四四二(六)